



# 鳥取県公報

平成 27 年 2 月 10 日 (火)  
号外第 13 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 監査公告	包括外部監査の結果の公表 (4) . . . . .	2
--------	----------------------------	---

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高田充征から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により別冊のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により提出された意見を併せて公表する。

平成27年2月10日

鳥取県監査委員	岡	本	康	宏
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	湯	口	夏	史
鳥取県監査委員	浜	田	妙	子
鳥取県監査委員	安	田	優	子

平成 27 年 2 月 10 日  
鳥取県公報号外第 13 号別冊

平成 26 年度

鳥取県包括外部監査報告書  
及びこれに添えて提出する意見

「企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人

税理士 高 田 充 征

## 目 次

第 1 章	監査の概要	1
第 1	監査の種類	1
第 2	選定した特定の事件	1
第 3	監査の対象とした理由	1
第 4	監査を実施した期間	1
第 5	監査対象部局	1
第 6	監査の方法	2
第 7	監査の視点	2
第 8	監査手続	3
第 9	包括外部監査の実施者	4
第 10	利害関係	4
第 2 章	監査対象の概要	5
第 1	鳥取県の経済環境	5
第 2	鳥取県の経済施策	7
第 3	企業立地の現状	13
第 4	企業立地施策	15
第 5	企業立地関連の組織と担当業務	35
第 6	企業立地関連の予算及び決算	37
第 3 章	監査の結果	39
第 1	企業立地事業補助金	39
1	企業立地事業補助金の個別案件に係る指摘及び意見	39
2	企業立地事業補助金の全体に係る指摘及び意見	76
第 2	コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	82
第 3	リサイクル技術・製品実用化事業補助金	88
第 4	環境対策設備導入促進補助金	91
1	環境対策設備導入促進補助金の個別案件に係る指摘及び意見	91
2	環境対策設備導入促進補助金の全体に係る指摘及び意見	94
第 5	補助金の過大交付金額の一覧表	101
第 6	指摘及び意見の件数	102

## **第 1 章 監査の概要**

### **第 1 監査の種類**

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### **第 2 選定した特定の事件**

企業誘致関連事業に関する財務事務の執行について

### **第 3 監査の対象とした理由**

企業の誘致は、自治体にとって誘致企業からの税収や雇用機会の拡大などで大きなメリットがあり、全国的に見ても企業誘致に関する施策は、各自治体において注力している分野のひとつである。鳥取県も例外ではなく、誘致企業に対する補助金による支援や税制面の優遇など、各種政策により企業誘致の促進を図っている。なかでも、補助金などの助成制度には特に注力しており、鳥取県における平成 25 年度の企業立地事業補助金の決算額は約 27 億円と多額である。

鳥取県は、特に近年において企業誘致の動きが活発化しており、誘致実績も順調に推移している。このような現状は、各種の企業誘致施策の奏功や、企業誘致活動が結実した結果であると思われる。しかしその一方で、誘致企業の倒産や撤退、また、補助金返還を求める事例なども生じており、そのような状況を踏まえて、現状の企業誘致制度の在り方を問う声が、県議会など各方面から挙がっている。また、誘致企業の倒産等は、新聞等のマスメディアにより報じられていることなどから、企業誘致に関する施策は県民の関心事のひとつであると考えられる。

そこで、企業誘致関連事業について、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定による経済性・効率性・有効性に反する財務事務の執行がなされていないか監査する必要があると判断した。

### **第 4 監査を実施した期間**

平成 26 年 6 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

### **第 5 監査対象部局**

企業誘致関連事業に関する監査のため、商工労働部立地戦略課を対象とした。

なお、立地戦略課における企業誘致等の事業に関連して、商工労働部商工政策課及び同部雇用人材総室の一部の事業についても監査対象とした。

## 第6 監査の方法

この監査の実施に当たっては、鳥取県の企業誘致に関連する商工労働部の以下の補助金及びその補助事業に関連した委託料のうち、平成21年度から平成25年度に交付及び支出したものの中から、必要と認めたものを抽出し、係る財務事務の監査の他に、経済性・効率性・有効性の観点を加味し、関係書類の検討などによる監査を実施した。以下の各補助金の詳細については、「第2章 監査対象の概要」において示すこととする。

- 企業立地事業補助金
- 情報通信関連雇用事業補助金
- コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金
- リサイクル技術・製品実用化事業補助金
- 環境対策設備導入促進補助金

なお、監査対象とした事業のうち、指摘事項及び意見を付さなかったものについては、本監査報告書においては割愛している。

また、本監査報告書において、交付先企業の経営状況などについて記載しているものがあるが、時期の記載のないものは平成26年10月現在での状況であることを申し添えておく。

## 第7 監査の視点

- 1 地方自治法第252条の37によれば、包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、同法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとされる。

つまり、我々が行う監査は、住民福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性を追求し、地方公共団体がその事業等の在り方を新たな視点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、行うものである。

- 2 私たち4人は、税理士である。税理士は、税に関する唯一の国家資格であり、仕事柄日常において納税者たる県民の声を受け止める立場にある。その使命は申告納税制度の理念に沿って適正な納税を進めることにあるが、その理念を推進させるには県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることになると思う。納税意欲と行財政改革は表裏一体であり、そういう意味で県民は、税の使われ方に大変注目している。従って我々は、このたび包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負って納税者たる県民

の目線で監査することを心がけた。

3 具体的には次の着眼点で監査した。

- (1) 補助対象の認定は適切に行われているか、公益上の必要はあるか。
- (2) 補助金交付要綱は適切な内容で制定されているか。
- (3) 補助金の申請、決定、交付等の手続は適正か。
- (4) 補助金の算定及び交付時期は適切か。
- (5) 補助事業の実績報告は適切か。
- (6) 補助金交付団体への指導、監督は適切か。
- (7) 補助事業の効果測定及びそのフィードバックは適切か。

## 第8 監査手続

下記日程により、実際に商工労働部及び補助金交付先、関係人に赴き関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を行った。監査後、商工労働部と質疑のやりとりを行い、報告書を作成した。

監査対象機関	実施日
予備調査（県の組織全般）	4月24日（木）
予備調査（県の各所属の事業概要）	5月29日（木）
予備調査（商工労働部立地戦略課の事業概要）	6月16日（月）
商工労働部立地戦略課	6月30日（月）
商工労働部立地戦略課	7月1日（火）
商工労働部立地戦略課	7月3日（木）
商工労働部立地戦略課	8月6日（水）
商工労働部立地戦略課	8月7日（木）
商工労働部立地戦略課	8月8日（金）
財政的援助団体（補助金交付先）	9月8日（月）
財政的援助団体（補助金交付先）	9月12日（金）
商工労働部立地戦略課	9月30日（火）
商工労働部立地戦略課・商工政策課・雇用人材総室	10月2日（木）
商工労働部立地戦略課	10月3日（金）
関係人（補助対象設備設置施工業者）	10月21日（火）

上記の他に、外部監査人の事務所等で報告書の作成及び協議のための会議を実施した。

## 第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	高田 充征
外部監査人補助者	税理士	杉浦 為佐夫
外部監査人補助者	税理士 公認会計士	池原 浩一
外部監査人補助者	税理士	小谷 誠

## 第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

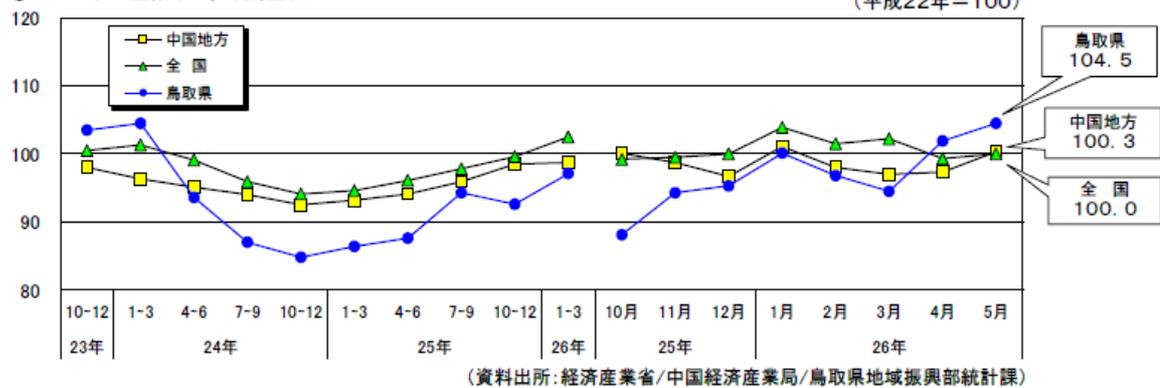
## 第2章 監査対象の概要

### 第1 鳥取県の経済環境

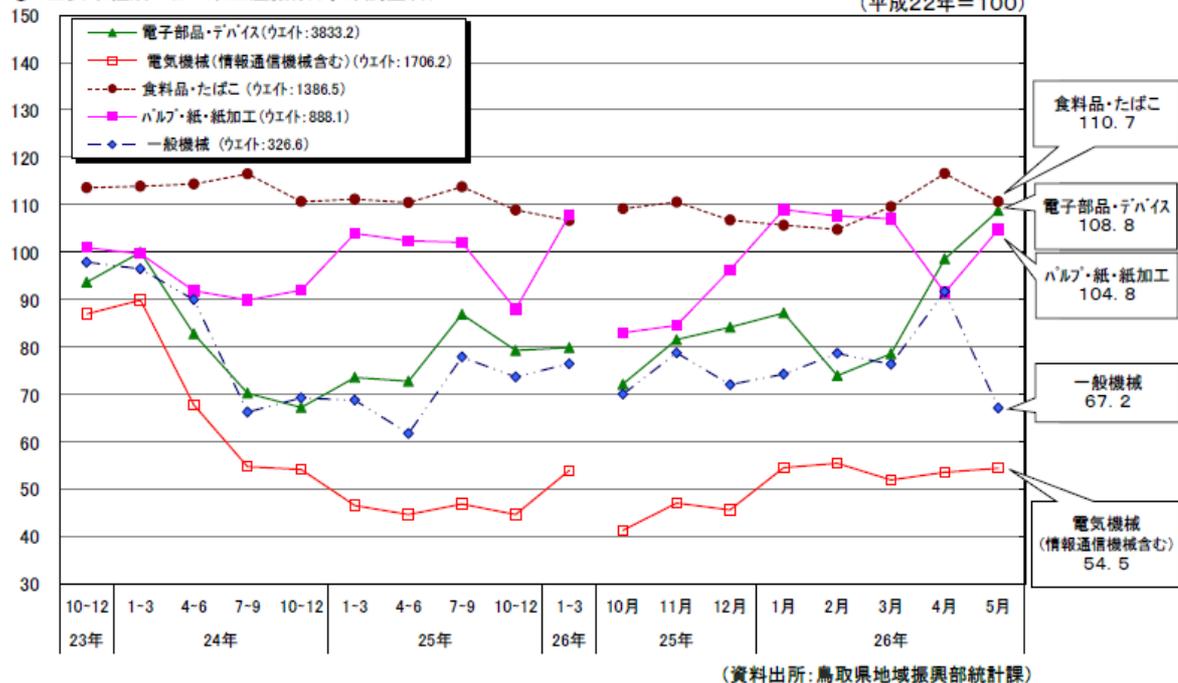
鳥取県内の経済環境に関する主なデータは、以下のとおりである。なお、以下のいずれのデータも、全て「鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所発行）」の平成26年7月版からの抜粋である。

#### 【鳥取県内の生産活動】

① 鉱工業生産指数(季節調整済)



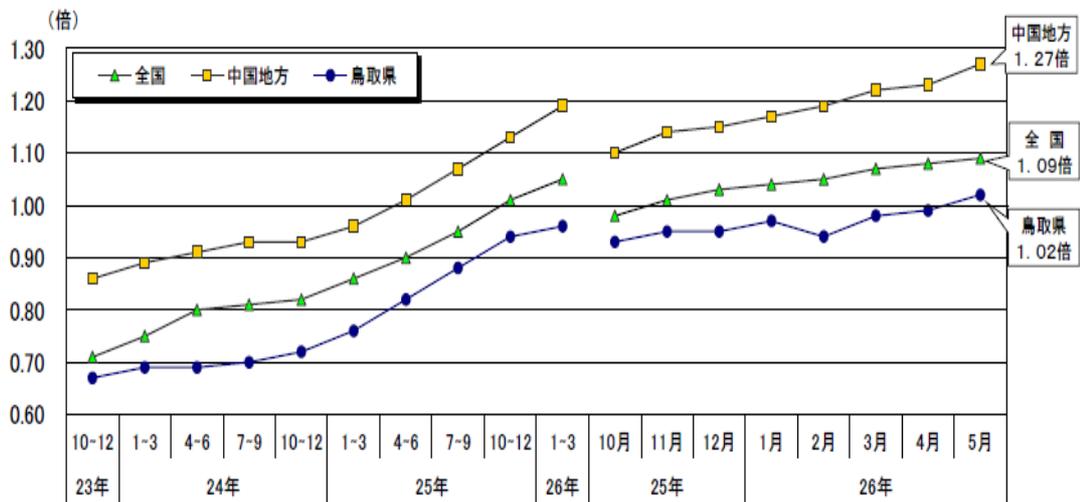
② 主要業種別 鉱工業生産指数(季節調整済)



※ 「鉱工業生産指数」とは、鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷、在庫に係る諸活動、製造工業の設備の稼働状況、各種設備の生産能力の動向、生産水準を示すもの。

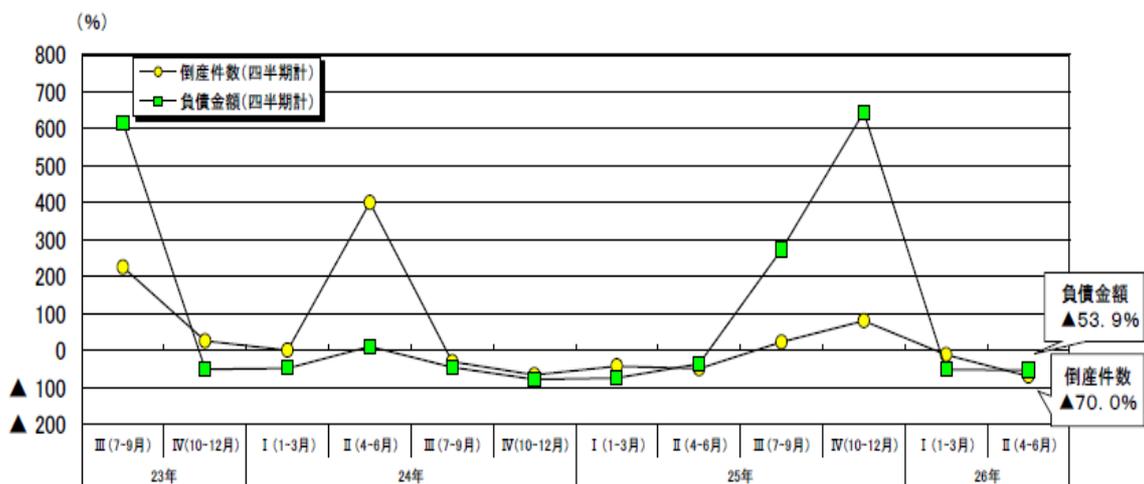
※ 「季節調整」とは、経済統計の時系列データから季節要因を取り除き、分析しやすい形にすること。

【鳥取県内の有効求人倍率の推移】



(資料出所:厚生労働省/鳥取労働局)

【鳥取県内企業の倒産件数、負債総額（前年比）の推移】



(資料出所:㈱東京商工リサーチ)

上記の「鳥取県内の生産活動」より、全県的な生産活動は、持ち直しつつある状況であることがうかがえる。

なお、業種別の生産活動の動向については、「鳥取県内の経済情勢（平成26年7月版）」において次のとおり示されている。

- 1 電子部品・デバイスは、海外向け自動車関連が引き続き好調に推移してることなどから、増加している。
- 2 電気機械（情報通信機械含む）は、企業の設備投資需要に支えられ、底堅

く推移している。

- 3 食料品は、消費税率引上げの影響のみられなかった冷凍水産食品や土産菓子等が堅調であることから、生産水準は上昇している。
- 4 パルプ・紙は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動がみられていることなどから、生産水準は低下している。
- 5 一般機械は、海外向け自動車関連を中心とした安定的な需要に支えられ、底堅く推移している。

雇用水準は依然として低水準であり、厳しい状況ではあるものの、持ち直している状況であると言える。鳥取県の平成 26 年 5 月における有効求人倍率は 1.02 倍となっており、全国及び中国地方の有効求人倍率よりも下回った数値ではあるものの、1 倍を超えたのは 16 年 3 か月ぶりのことであり、近年の企業誘致数の増加もひとつの要因であると考えられる。

企業倒産については、平成 26 年 4 月から同年 6 月の間における倒産件数及び負債総額とも前年よりも減少している。企業倒産の業種別の動向について、「鳥取県内の経済情勢（平成 26 年 7 月版）」においては、「業種別では、製造業・不動産業などが多くなってきている」としており、生産活動が持ち直しつつある一方で、製造業の倒産件数は増加傾向にある状況であると言える。

## **第 2 鳥取県の経済施策**

### **1 「鳥取県経済成長戦略」の策定**

鳥取県においては、県内人口が年々減少傾向にあること及び有効求人倍率の低迷という問題を受け、安定かつ持続可能な経済成長を実現する目的で、平成 22 年 4 月に平成 32 年までの目指すべき姿やその実現に向けた戦略を「鳥取県経済成長戦略」として策定している。

以下、「鳥取県経済成長戦略」より抜粋する。

#### **(1) 戦略分野策定方針**

「鳥取県経済成長戦略」の「第 4 章 戦略推進分野・産業基盤高度化分野と成長率」では、優先的・重点的に取り組むべき戦略的分野として、企業立地及び雇用の促進に関する施策が包含された、以下の 8 つの戦略推進分野と、3 つの産業基盤高度化分野を掲げている。

## ア 環境・エネルギー

### ① エコカー関連産業

先駆的EVメーカーの立地、各種部品の供給、EVタウンの整備を進めることにより、エコカー関連産業を集積させ、平成32年にはエコカーを年10万台（生産額約2千億円）生産することで（その他に部品供給で約200億円）、GDPを約350億円、雇用を約2,000人増加させる。

### ② 太陽光関連産業

太陽光パネルメーカーの立地、メガソーラー発電の導入等による太陽光発電の普及拡大、太陽光発電派生産業の創造、ICTを活用した自然エネルギーシステムの構築を進めることにより太陽光発電関連産業の集積を図る。平成32年には太陽光パネル工場が5か所で立地（生産額約250億円）し、メガソーラー発電設備が38,000kw分設置されることにより、GDPを約150億円、雇用を約1,100人増加させる。

### ③ リサイクルビジネス

リサイクル研究会の設置、先端的な研究開発の推進・支援、企業のビジネスチャンス拡大の支援を進めることにより、リサイクル関連産業を集積させ、平成32年までにリサイクルビジネスに取り組む企業を100件創出（売上高約10億円）することでGDPを約4億円、雇用を約50人増加させる。

## イ 次世代デバイス

LEDメーカーの立地とLEDの用途開発、新技術活用による液晶産業の高付加価値化、EVへのシフトに対応した部品生産への展開を進めることにより、ユニークなLED関連商品や次世代液晶、EV電子部品等の開発・供給拠点の形成を図る。平成32年にはLED関連企業が12社立地（生産額約95億円）し、次世代液晶を1社が生産（生産額約86億円）することでGDPを約50億円、雇用を約400人増加させる。

## ウ バイオ・食品関連産業

農林水産物等の健康食品・医薬品等の展開の支援、食の安全・安心志向への対応による食品加工業の差別化の支援、染色体工学技術による医薬品や機能性食品の安全性・機能性評価への展開を進めることにより、バイオ関連企業の誘致、新産業の創出及び県内健康食品産業の集積を図る。平成32年には関連企業を60社集積（生産額約255億円）させることでGDPを約100億円、雇用を約1,900人増加させる。

## エ 健康・福祉サービス関連産業

農林水産資源等を活用した美容・健康関連商品づくりや農・医連携等による新たな健康サービス産業の育成、子育て世代や高齢者等を支援する福祉ビジネス等の創出などを行い、平成32年までに健康関連商品、農・医連携事業を約50件（生産額約65億円）、福祉サービスを10件（売上高約6.5億円）によりGDPを約20億円、雇用に約500人増加させる。

## オ まちなかビジネス

民間インキュベータを核とした持続可能な創業支援の推進、地域資源を活用した「スローライフ」な来街者の居場所づくりなどを進めることにより、民間主導で県民等のニーズにマッチしたまちなか創業のスタイルを確立するなどし、平成32年までにまちなかでの創業件数を100件（売上高約200億円）、GDPを約10億円、雇用に約300人増加させる。

## カ コミュニティビジネス（CB）

県内でコミュニティビジネス推進に向けた協議会を創設し、コミュニティビジネス実施主体への活動支援を進めることにより、コミュニティビジネス事業者の創出・育成、コミュニティビジネス推進による社会的課題の解決を図る。平成32年までにコミュニティビジネス創業件数を40件（売上高約14億円）、GDPを約10億円、雇用に約500人増加させる。

## キ 観光ビジネス

鳥取県の経済や観光交流、ようこそようこそ鳥取県運動を通じて観光振興を進めることにより、外国人観光客等の消費拡大、国際ビジネス促進等を図る。外国人観光客の増加と国際ビジネスの活性化や郷土に愛着を持ち、観光客にあたたかな心配りで接する地域社会の形成等を推進し、平成32年までに特区内等での観光・商業施設など創業件数を30件（売上高約20億円）、GDPを約10億円、雇用に約200人増加させる。

## ク 農林水産資源関連ビジネス

農林水産業の高度化、高付加価値化、県内産業の6次産業化による新たな価値や産業の創出等を図るため、農商工連携による高付加価値化、農福連携モデル構築による新たな農業生産システムの創造等を推進し、平成32年までに機能性食品の集積企業件数を50社（売上高約150億円）、農医連携事業10件（売上高約29億円）、GDPを約80億円、雇用に約1,100人増加させる。

## ケ 北東アジア国際物流戦略

既存の物流手段の利用促進と新たな物流ルートの展開や物流基盤の機能強化、県内企業の海外進出を支える人的サポートの充実などを行い、物流拠点である境港を強みに新たな産業の立地、陸海空（JR、海運、飛行機）の物流機能強化により北東アジアの玄関口の地位の確立、そして食品関連などの地域産業の積極的な海外進出を実現することにより、平成32年までに静脈物流関連企業、倉庫業等の新規立地30件を実現させる。

## コ ICT（情報通信技術）戦略

戦略推進分野を支える県内産業のIT化によるビジネスの展開、高度なICT社会に対応したICT基盤整備と人材育成などを進めることにより、ICTのイノベーションによる生産性向上や販売強化など足腰の強い産業地域を形成するとともに、高水準の技術者や全国に先駆けた研究開発による次世代アプリケーションシステムの開発拠点を形成する。これらの取組を通じて、平成32年までにクラウドベンチャー企業等の新規創業など50件創出させる。

## サ 人材育成戦略

次世代技術に対応する人材の育成、新たな産業を創造する産業人材の育成、マーケティング能力等を向上させる人材の育成、また県外からの積極人材誘致等を進めることにより、下請け体質の産業から脱却し、未来指向型産業への転換、鳥取県の地域資源を全国・海外へ展開し、売れる商品の開発・販売により、全業種の産業の事業拡大を実現するため、中堅リーダー300人の育成強化策等を行う。

## 2 「鳥取県経済再生成長戦略」の策定

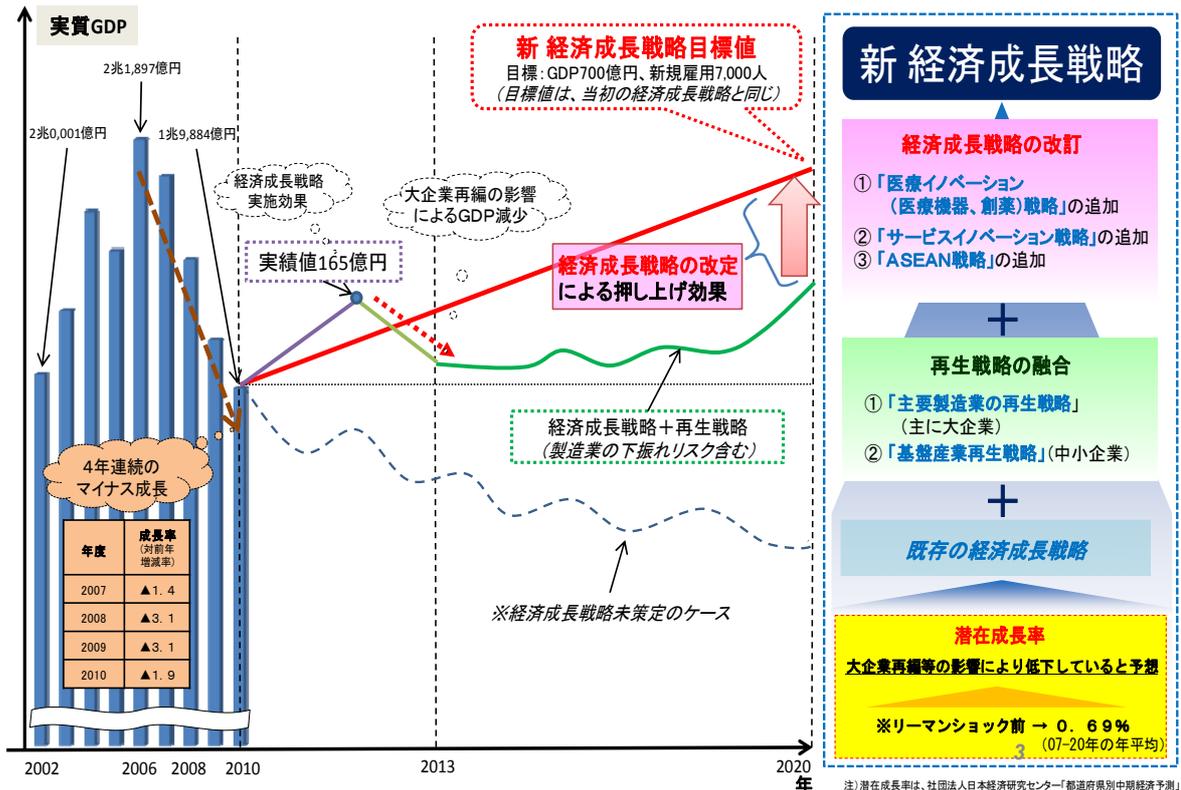
グローバル競争激化等を背景とした、大企業の統廃合や製造拠点の海外移転などにより、電気機械関連製造業の生産ピラミッドが崩壊したことから、平成22年4月に策定した「鳥取県経済成長戦略」において掲げた目標の達成が困難な状況となってきた。そのことを踏まえて、県内製造業の再生を図るとともに、新たな成長分野を取り込むことで目標達成を図るために、平成25年4月に「鳥取県経済成長戦略」を「鳥取県経済再生成長戦略」に改定している。

「鳥取県経済再生成長戦略」では、「鳥取県経済成長戦略」に以下の分野を追加し、「一人あたり県民所得の増加」と「新規雇用の創出」を図ることとし

たものである。

以下、「鳥取県経済再生成長戦略」より抜粋する。

## 経済再生成長戦略 (経済成長経路のイメージ)



### (1) 主要製造業の再生戦略

鳥取県では、デジタル化・モジュール化により、分断されたサプライチェーン(デバイス産業と基盤産業)を連携させ、新たなデバイスの創造を目指し、新興国需要の取込みと国内の需要の掘り起こしを狙う。

また、デバイス産業を中心にグローバルマザー工場の立地を促進することにより、研究開発機能やプロトタイプ生産の拠点化を目指すとともに、新たな生産機能の立地を促進し、海外と分散させながら連携することで、次世代型の工場形態を創出する(自律型分散連携)。

さらに先端技術への人材育成に加え、マーケティングやロジスティックも含めたグローバルビジネスリーダーを育成することにより、グローバルニッチトップ企業の創出を目指す。

こうした自律型分散連携の促進により、付加価値創造型の製造産業に構造

転換し再生を図っていく。

## **(2) ものづくり基盤産業再生戦略**

鳥取県では、日本でしかできない付加価値の高い部材の生産を目指すため、新素材・高度部材に着目して、軽量化・耐久性・耐食性を探求した研究開発を促進する。

さらに、新興国を取り込むために、海外調査やグローバル人材育成を進めていく。

また、製造業においても、団塊世代の退職に伴う技術の伝承をスムーズに行うため、製造中核人材をマネジメントも含めて、実践的に育成していくこととする。こうした取組により、製造業で欠かせない基盤産業の再生を図り、ものづくりの復活を目指していく。

## **(3) 医療イノベーション戦略（医療機器・創薬）**

今後は、医工連携を促進させ、県内の基盤産業やIT企業、電気機械関連企業と県外の医療機器メーカーをコンソーシアムに巻き込み、医療機関のニーズや患者のニーズ、開発技術シーズを見極めながら、内視鏡や手術ロボットシステム等への参入を検討していく。

こうした取組により、県内産業の部材供給体制の確立を図っていく。また、創薬ビジネスも市場が拡大しており、バイオ医薬品が急速に市場拡大している。

鳥取県では、バイオの研究拠点を整備完了していることもあり、今後は、ヒト化マウス・発光マウス等による創薬ビジネスの事業化を目指す。さらに、鳥取県の強みである染色体工学技術を活用して、次世代抗体医薬品の生産効率を向上させる技術開発への取組により、創薬プラントの立地促進等を図っていくことにより、鳥取県バイオ産業振興の雇用拡大を狙う。

## **(4) サービスイノベーション戦略（課題解決型サービス・次世代サービス・対個人サービス）**

我が国では、少子高齢化とエネルギー制約が社会問題であり、鳥取県では、そのような課題を解決するサービスモデルを創造する課題解決型サービスの創造を図り、潜在内需を掘り起こす。

このため、国の総合特区制度を活用して、西部地域を舞台にサービスモデルの実証実験を行っていくことで、超小型モビリティ等を使った新たな移動サービスの創造や再生可能エネルギーシステムの創造、健康情報の高度利用による健康づくりサービスなど、グリーン&ライフイノベーションを目指し

たサービスモデルの創造を図る。

### (5) ASEAN戦略

当初の経済成長戦略では、戦略的推進分野の下支えとして、北東アジア国際物流戦略を位置づけていたが、加えて、需要のあるASEAN地域の経済活力の取込みを狙っていく。ASEANは世界経済の成長センターであり、日本からの貿易額も増加している。さらに、訪日観光客も増加の一途である。こうした状況を踏まえ、鳥取県の魅力の発信等による観光誘客の促進や県産品の販路拡大、さらには、ものづくりの国際分業体制を確立していく。そのための「鳥取県東南アジアビューロー」を設置しており、タイを起点に、ASEAN需要の獲得を図り、鳥取県経済の成長に結び付けていく。

## 第3 企業立地の現状

鳥取県における企業立地の現状について、商工労働部立地戦略課より提供のあった資料である「企業立地の現状（東・中・西部）について（平成26年3月31日現在）」より、以下のとおり抜粋して示す。

なお、以下に示す内容は、現平井知事県政となった平成19年度以降のデータである。

### 1 立地件数

#### (1) 県外からの誘致

(単位：年度、件)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	本社所在地
東 部	2	3	3	2	8	4	5	27	北海道 東北 (1) 関東 (12) 中部 (2) 関西 (7) 中国 (5) 四国 九州 海外
中 部	-	1	1	-	1	5	2	10	北海道 東北 関東 (4) 中部 関西 (4) 中国 (2) 四国 九州 海外
西 部	2	-	1	3	2	6	6	20	北海道 東北 関東 (8) 中部 (1) 関西 (3) 中国 (5) 四国 (1) 九州 (1) 海外 (1)
合 計	4	4	5	5	11	15	13	57	北海道 東北 (1) 関東 (24) 中部 (3) 関西 (14) 中国 (12) 四国 (1) 九州 (1) 海外 (1)

\* 平成25年度は調印済、予定も含む。

## (2) 県内企業の新・増設

(単位：年度、件)

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
東 部	9	13	3	8	14	16	14	77
中 部	1	4	1	3	6	6	4	25
西 部	8	10	3	13	10	14	12	70
合 計	18	27	7	24	30	36	30	172

\* 平成25年度は調印済、予定も含む。

## 2 企業のニーズ（県外からの進出に当たってよく聞かれること）

項目	理由
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材が継続して確保できるか</li> <li>・ 同業他社の有無</li> <li>・ 賃金水準</li> </ul>
産学連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学・高専等の有無と特色ある研究の有無</li> <li>・ 国や県等の試験研究機関の有無と支援の有無</li> </ul>
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 首都圏、関西圏へのアクセスと所要時間</li> <li>・ 空港、港湾（海外航路）等の状況</li> <li>・ 早期に操業可能な工業用地の有無</li> </ul>
産業集積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 連携、部品調達等の利便性</li> </ul>
原材料調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林水産物の種類とロット</li> </ul>

## 3 県外からの企業誘致の業種別件数

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	地 区 別
電機・機械	1	1	2	2	3	2	2	13	東部(8) 中部 西部(5)
IT・情報	1	3	1	-	1	7	4	17	東部(9) 中部(5) 西部(3)
生産用機械	1	-	-	-	-	-	-	1	東部 中部 西部(1)
金属・鉄鋼	-	-	-	-	-	-	-	0	東部 中部 西部
飲料・食品	1	-	2	-	6	1	4	14	東部(7) 中部(2) 西部(5)
その他	-	-	-	3	1	5	3	12	東部(3) 中部(3) 西部(6)
合計	4	4	5	5	11	15	13	57	東部(27) 中部(10) 西部(20)

## 4 進出の主な要因

- (1) 災害リスクの分散
- (2) 鳥取自動車道の整備
- (3) コンテナ航路の活用

- (4) 自治体の支援・助成制度の充実（貸し事業所等）
- (5) 原材料確保
- (6) 電子・デバイス・LED等の産業集積

上記「1 立地件数」より、関東に本社を有する企業の進出が合計で24件と多く、また、「3 県外からの企業誘致の業種別件数」より、IT・情報関係が多いことがうかがえる。商工労働部立地戦略課へのヒアリングによれば、関東に本社を有する企業の、コールセンターや情報センターの誘致が近年では多いとのことであった。

## **第4 企業立地施策**

鳥取県における企業立地施策の主なものに、各種補助金制度、融資制度、税制優遇などがあげられる。

各施策のおおまかな内容は、以下のとおりである。

### **1 各種補助金制度**

企業立地に関する各種補助金制度のうち、このたびの包括外部監査において監査対象とした補助金についてのみ、以下のとおり概要を示す。

#### **(1) 企業立地事業補助金**

##### **ア 目的**

企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における企業の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的としている。

##### **イ 内容**

###### **(ア) 根拠法令**

- ① 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号。以下「条例」という。）
- ② 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）
- ③ 鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（以下（1）及び第3章第1において「要綱」という。）

## (イ) 助成対象

助成対象者は、条例第3条の規定による認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）のうち、以下の要件を満たしたものである。

条例第2条第2号アからカまでに掲げる事業（下表参照）の用に供する工場等を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるとき。

- ① 県内（知事が要綱で定める地域に限る。）において行われること。
- ② 条例別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれの認定要件欄に定める要件を満たすこと（下表参照）。
- ③ 環境保全に関する適切な措置が講じられる見込みであること。
- ④ 認定を受けようとする事業及び営もうとする条例第2条第2号アからカまでに掲げる事業の計画が適当であること。

### 【条例第2条第2号アからカまでに掲げる事業の区分と認定要件】

事業の区分		認定要件
条例第2条第2号ア	製造業又は地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業（当該事業の原料又は材料として使用する農林水産物の生産を併せて行うものを含む。）（注1）	(1) 投資額が1億円（県内中小企業（注4）にあつては、3,000万円）を上回ること。 (2) 常時雇用労働者が10人（県内中小企業にあつては、3人以上増加すること）。
条例第2条第2号イ	情報処理・提供サービス業に属する事業	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。
条例第2条第2号ウ	ソフトウェア業、デザイン・機械設計業又は産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種に属する事業（注2）	(1) 投資額が3,000万円を上回ること。 (2) 技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である
条例第2条第2号エ	自然科学研究所に属する事業	常時雇用労働者が5人（県内中小企業にあつては、3人以上増加すること）。
条例第2条第2号オ	職員教育施設・支援業（技術者の研修を主たる目的とするものに限る。）に属する事業	
条例第2条第2号カ	コンテンツの創造、保護及び活用の促進	(1) 投資額が3,000万円を上回

	<p>に関する法律（平成 16 年法律第 81 号） 第 2 条第 1 項に規定するコンテンツの 制作等を行う事業のうち、知事の要綱で 定めるもの（注 3）</p>	<p>ること。 (2) 常時雇用労働者が 5 人（県 内中小企業にあつては、3 人） 以上増加すること。</p>
--	--	--

注 1 「地域経済の活性化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種」とは、次のとおりである。

- (1) 市町村長の協議に基づき知事が選定した事業
- (2) 製造業を直接支援する当該製造業と一連・一体的な専属事業であつて、助成を行うことが適当であるとして知事が選定した事業

注 2 「産業の高度化に寄与するものとして知事が要綱で定める業種」とは、次のとおりである。

- (1) 研究開発型事業 製品の設計開発を行う事業のうち、次の技術に関する具体的な研究・開発計画を有し、これを実行するための組織及び設備等の研究開発体制が整備されており、かつ、全従業員に占める技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者の割合が 20%以上であるものについて市町村長との協議に基づき、あらかじめ知事が選定した事業とする。なお、当該事業により取得した償却資産は、事業完了後、引き続き製造等にも使用できるものとする。

ア 既存の技術の要素（自らが開発したものであるかどうかを問わない。以下同じ。）に、自らが新たに開発する技術の要素を付加する技術

イ 既存の技術の要素に、これまで当該技術の要素に付加されることがない他の既存の技術の要素を付加する技術

- (2) インターネット付随サービス業

注 3 「コンテンツの制作等を行う事業のうち、知事の要綱で定めるもの」とは、次のとおりである。

- (1) まんがに関するコンテンツ まんが企画制作事業、イラスト企画制作事業等
- (2) アニメーションに関するコンテンツ アニメーション企画制作事業等
- (3) 前二号に関連するコンテンツ 映像企画制作事業、フィギュア・人形・模型等企画制作事業、オンライン・ゲーム専用機・モバイル端末向けゲーム企画制作事業等
- (4) 人材育成 コンテンツ企画制作に係る人材育成事業等

注 4 「県内中小企業」とは、資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する一般被保険者の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、工場等を県内に設置しているものをいう。

(ウ) 補助金額

事業の区分	補助金額		補助金 限度額 (注3)	
	投下固定資産額(A) (注1)	初年度賃借料(B) (注2)		
条例第2条第2号カに掲げる事業のうち (1) 特定製造業	$A \times 30\%$	B × 50%	30 億円	
(2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合	(Aの20億円超の部分×15%) + (Aの20億円以下の部分×10%)		30 億円	
(3) 上記(1)及び(2)以外の場合	A × 10%		5 億円	
条例第2条第2号イに掲げる事業			2 億円	
条例第2条第2号ウに掲げる事業			10 億円	
条例第2条第2号エ及びオに掲げる事業			A × 30%	10 億円
条例第2条第2号カに掲げる事業			A × 10%	10 億円

注1 「投下固定資産額」とは、工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の取得に要する費用の合計額をいう。

注2 「初年度賃借料」とは、賃借料（工場等の新設又は増設に係る土地、家屋及び償却資産の賃借（契約期間が5年以上であるものに限る。）に要する費用）のうち、企業立地事業の完了の日から1年間分の額をいう。

注3 単年度の補助金交付額は、10億円を限度とする（補助金の額が10億円を超える場合は、分割して交付する）。

【加算措置】

下表に該当する場合は、上記の補助金額に加算して補助金を交付する。ただし、加算額の合計は20億円を限度とする。

内容	加算額	補助金限度額
条例第2条第2号アに掲げる事業であって、二酸化炭素の排出量の削減に効果を有するものとして知事が要綱で定めるもの（家屋及び償却資産の取得に伴うものに限る。）	投下環境有益固定資産額の3分の1	2 億円
次のいずれかに該当する事業であって、知事が特に認めるもの (1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画に	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額	10 億円

<p>において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）</p> <p>(2) 先進的な技術を活用する事業</p> <p>(3) 県内の資源を活用する事業</p> <p>(4) 著しい雇用の増加を伴う事業</p>	<p>ア 製造、開発等を集約する拠点と知事が認める工場等に関する事業 100分の10</p> <p>イ 特に著しい雇用の増加を伴うと知事が認める事業 100分の10</p> <p>ウ ア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の5</p> <p>(2) 初年度賃借料に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める率を乗じて得た額</p> <p>ア (1)のア及びイに掲げる事業 100分の50</p> <p>イ (1)のア及びイに掲げる事業以外の事業 100分の25</p>	
<p>二酸化炭素の排出量の削減に効果がある環境関連の技術を用いた製品等の製造に関する事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料（知事が要綱で定めるものに限る。）に100分の25を乗じて得た額の合計額</p>	<p>10億円</p>
<p>大規模な災害が発生した地域又は大規模な災害の発生が懸念される地域に工場等を有する者が行う事業であって、知事が要綱で定めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額</p>	<p>10億円</p>
<p>海外の工場等の全部又は一部の移転に伴う事業であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の5を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の25を乗じて得た額の合計額</p>	<p>10億円</p>
<p>提供する製品又はサービスが高い市場占有率を獲得すると見込まれる新たな事業（知事が要綱で定める県内企業が行うものに限る。）であって、知事が特に認めるもの</p>	<p>投下固定資産額に100分の10を乗じて得た額及び初年度賃借料に100分の50を乗じて得た額の合計額</p>	<p>5億円</p>

【企業立地事業補助金の制度改正の状況】

平成21年度以降の企業立地事業補助金の制度改正の主なものは、以下のとおりである。

改正時期	改正内容
平成22年2月	・県内中小企業の投資・雇用要件の緩和

	投資要件：1億円→3,000万円、雇用要件：10人以上→3人以上
平成22年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略的推進分野における加算措置を追加 加算率：5%（賃借料25%）、加算限度額：10億円</li> <li>・1年間の補助金支給限度額を10億円に設定</li> </ul>
平成22年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素排出量削減のための設備投資に対する加算措置を追加 加算率：5%（賃借料25%）、加算限度額：10億円</li> </ul>
平成23年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災企業・リスク分散企業に対する加算措置を新設 (1) 東日本大震災被災企業 加算率：10%（賃借料50%）、加算限度額：10億円 （平成25年度以降はリスク分散企業と同じ加算率に改正） (2) リスク分散企業（東北・東京電力管内又は地震発生確率の高い地域からの移転） 加算率：5%（賃借料25%）、加算限度額：10億円</li> <li>・県内中小企業（ソフトウェア業・自然科学研究所等）の雇用要件緩和 雇用要件：5人以上→3人以上</li> </ul>
平成23年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然科学研究所・技術者研究所に対する基本補助率の引上げ 補助率：20%→30%</li> </ul>
平成24年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に著しい雇用増、製造・開発拠点集約化に対する加算措置を追加 加算率：5%（賃借料25%）、加算限度額：10億円</li> </ul>
平成25年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外工場等から県内への移転に対する加算措置を新設 海外の工場等から全部又は一部を移転する場合 加算率：5%（賃借料25%）、加算限度額：10億円</li> <li>・県外から移設する機械設備の補助対象への追加措置 対象企業：製造業又は自然科学研究所 対象事業：本社機能移転、著しい雇用増、拠点集約化、リスク分散のいずれかに該当 （移設された機械設備の資産の残存評価額を補助対象に追加）</li> </ul>
平成25年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場拡大が見込まれるセットメーカーである製造業（特定製造業）に対する補助事業枠を新設 補助率：30%（賃借料50%）、限度額：30億円</li> </ul>
平成26年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内中小企業のニッチトップへ向けた設備投資への加算措置を新設 加算率：10%（賃借料50%）、加算限度額：5億円</li> </ul>

## (エ) 事業継続努力義務期間

本補助金の交付を受けた者は、企業立地事業の完了の日から7年間、

事業を継続して営むよう努めなければならない。

## ウ 補助金実績額

本補助金の過去5年間の交付実績額及び常時雇用労働者の増加人数は、以下のとおりである。

年度	交付先数	補助金実績額	雇用増加人数
平成21年度	15社	854,515千円	349人
平成22年度	14社	1,049,851千円	281人
平成23年度	15社	1,303,534千円	138人
平成24年度	39社	2,606,461千円	776人
平成25年度	33社	2,710,088千円	389人

## (2) 情報通信関連雇用事業補助金

### ア 目的

企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内における情報通信関連企業等の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的としている。

### イ 内容

#### (ア) 根拠法令

- ① 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成25年鳥取県条例第8号）
- ② 鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）
- ③ 鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（情報通信関連雇用事業補助金）（以下（2）において「要綱」という。）

#### (イ) 助成対象

助成対象者は、条例第3条の規定による認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）のうち、以下の要件を満たしたものとしている。

特定製造業又は条例第2条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるとき。

- ① 県内において行われること。
- ② 条例別表第1の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれの認定要件に定める要件を満たすこと（下表参照）。
- ③ 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は条例

第2条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。

**【特定製造業又は条例第2条第2号イからエまでに掲げる事業の区分と認定要件】**

事業の区分		認定要件
条例第2条第3号ア	中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）（注）	常時雇用労働者が10人以上増加すること。
条例第2条第3号イ	条例第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。
	条例第2条第2号ウ及びエに掲げる事業	技術者、デザイナー又は科学技術に関する研究者である常時雇用労働者が5人以上増加すること。

（注）「中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造業に属する事業であって、知事が要綱で定めるもの」とは、自社で企画開発・製造・組立・完成を行う事業（製造・組立工程の一部を外注するものを含む）であって、当該事業が県内企業等との受発注に結びつく等の波及効果が相当程度見込まれると知事が認めたものとする。

**（ウ） 補助金額**

補助対象経費	①専用通信回線使用料 ②借室料
補助金額	専用通信回線使用料及び借室料の1/2
補助限度額	①専用通信回線使用料：2,000万円（1年間につき） ②借室料：1,200万円（1年間につき） ※①②とも1年ごとの実績払い
補助期間	5年間

**（エ） 事業継続努力義務期間**

本補助金の交付を受けた者は、情報通信関連雇用事業の開始の日から10年間、事業を継続して営むよう努めなければならない。

## ウ 補助金実績額

本補助金の過去5年間の交付実績額及び常時雇用労働者の増加人数は、以下のとおりである。

年度	交付先数	補助金実績額	雇用増加人数
平成 21 年度	7 社	149,077 千円	62 人
平成 22 年度	5 社	47,233 千円	145 人
平成 23 年度	5 社	52,585 千円	103 人
平成 24 年度	6 社	17,296 千円	48 人
平成 25 年度	5 社	11,435 千円	15 人

## (3) コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

### ア 目的

企業立地等事業を行う者に対し助成することにより、県内におけるコンテンツ関連業務及び事務管理業務を行う企業等の立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって、県内の経済の活性化に資することを目的としている。

### イ 内容

#### (ア) 根拠法令

- ① 鳥取県企業立地等事業助成条例（平成 25 年鳥取県条例第 8 号）
- ② 鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）
- ③ 鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金）（以下（3）及び第 3 章第 2 において「要綱」という。）

#### (イ) 助成対象

助成対象者は、条例第 3 条の規定による認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）のうち、以下の要件を満たしたものとしている。

条例第 2 条第 2 号カ又は第 4 号イに掲げる事業の用に供する事業所若しくは設備を新設し、若しくは増設し、又は当該事業のために電気通信役務の提供を新たに受け、若しくは拡大する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるとき。

- ① 県内において行われること。
- ② 条例別表第 1 の事業の区分欄に定める区分に応じ、それぞれの認定要件欄に定める要件を満たすこと（下表参照）。

- ③ 認定を受けようとする事業及び営もうとする条例第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の計画が適当であること。

【条例第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の区分と認定要件】

事業の区分		認定要件
条例第2条第4号ア	条例第2条第2号カに掲げる事業	常時雇用労働者が3人以上増加し、かつ、常時雇用労働者のうちに県内転入者以外の者が1人以上いること。
条例第2条第4号イ	知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業（注）	常時雇用労働者（県内転入者は、2人までとする。）が5人以上増加すること。

（注）「知事が要綱で定める事務に係る業務を行う事業」とは、次のとおりである。

- (1)一般事務 総務事務、企画・調査事務、受付・案内事務、秘書事務、一般事務等
- (2)会計事務 現金出納事務、予算・経理事務、その他の会計事務等
- (3)事務用機器操作事務 事務用機器操作事務等

（ウ） 補助金額

補助対象経費	①人件費（鳥取県に住所を有し、当該業務に6か月以上従事した常時雇用労働者。短時間労働者は除く。） ②通信料 ③借室料及び設備機器賃借料
補助金額	①人件費：新規常時雇用労働者1人につき50万円 ②通信料：1/2 ③借室料及び設備機器賃借料：1/2
補助限度額	①人件費：5,000万円（5年間で100人を上限とする） ・認定した事業の範囲内、かつ、2年目以降は前年と比較して増加した者につき補助。 ②通信料：500万円（1年間につき） ③借室料及び設備機器賃借料：1,000万円（1年間につき） ※①～③とも1年ごとの実績払い
補助期間	5年間

**(エ) 事業継続努力義務期間**

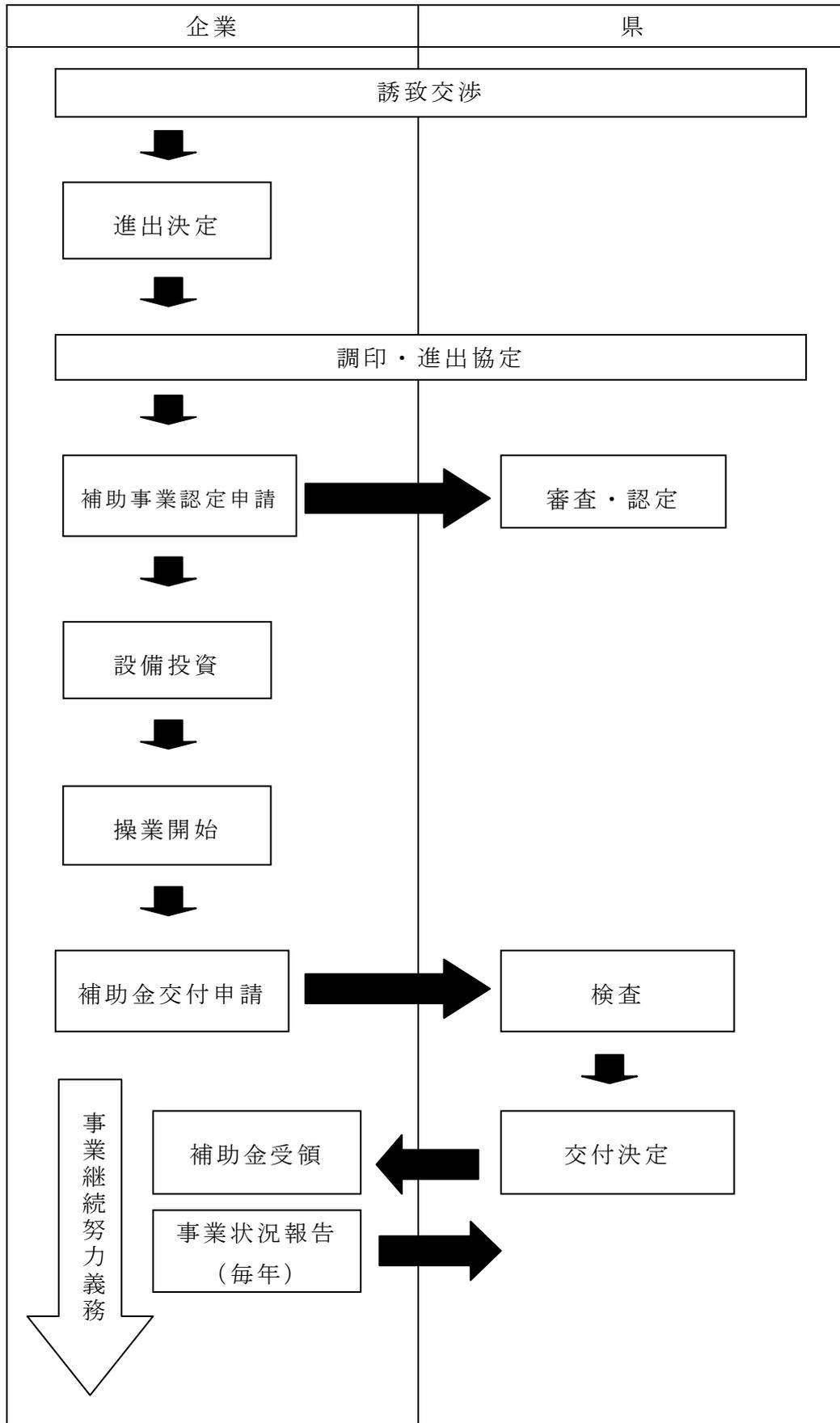
本補助金の交付を受けた者は、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の開始の日から10年間、事業を継続して営むよう努めなければならない。

**ウ 補助金実績額**

本補助金の過去5年間の交付実績額及び常時雇用労働者の増加人数は、以下のとおりである。

年度	交付先数	補助金実績額	雇用増加人数
平成21年度	0社	0千円	0人
平成22年度	1社	6,221千円	6人
平成23年度	1社	6,099千円	5人
平成24年度	2社	19,752千円	24人
平成25年度	6社	47,413千円	20人

< 企業立地等事業補助金の交付手続の流れ >



#### (4) リサイクル技術・製品実用化事業補助金

##### ア 目的

鳥取県におけるリサイクル技術・製品の実用化を支援することにより、循環型社会の構築を促進すると共に、優れた研究成果等を製品化・事業化に発展させることを目的としている。

##### イ 内容

###### (ア) 根拠法令

- ① 鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）
- ② 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業補助金交付要綱（平成 18 年 6 月 6 日付生活環境部長通知。以下（4）及び第 3 章第 3 において「要綱」という。）
- ③ 鳥取県リサイクル技術・製品実用化事業実施要領（平成 18 年 6 月 6 日付生活環境部長通知。以下第 3 章第 3 において「実施要領」という。）

###### (イ) 助成対象

助成対象者は、県内に所在する企業等又は大学等（大学等にあつては、県内に所在する企業等と共同で補助事業を行う場合に限る。）

###### (ウ) 補助金額

補助事業ごとの補助率、限度額及び補助期間は、以下のとおりである。

補助事業	補助率	限度額	補助期間
リサイクルに係る技術や製品の研究開発 (製品開発型)	2 / 3	500 万円	2 年以内
開発段階から一体的に販路等の出口対策を特に強化したリサイクルに係る技術や製品の研究開発 (事業化強化型)		700 万円	

補助対象経費は、(1)機器・設備費、(2)消耗品費、(3)検査、加工等外注費、(4)外部指導費、(5)調査委託費、(6)旅費、(7)共同研究費、(8)工業所有権等取得費、(9)その他の経費である。

**(エ) 事業化状況の報告及び収益納付について**

- ① 補助事業者は、補助事業の実施結果を活用した事業化及び事業拡大に努めなければならない。
- ② 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度（補助事業者の会計年度による。）の終了後3年間、毎年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、要綱で定められた様式による報告書を知事に提出しなければならない。
- ③ 上記の報告書に基づき、補助事業者が補助事業の実施結果を活用して事業化若しくは事業拡大を行い、又は工業所有権等の譲渡、実施権の設定その他補助事業に基づく成果の他への供与を行ったことにより、収益が生じたとき知事が認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

**(オ) 補助金実績額**

本補助金の過去5年間の交付件数及び実績額は、以下のとおりである。

(単位：円)

年度	交付件数	補助金実績額
平成 21 年度	平成 21 年度採択分 3 社	11,312,272
平成 22 年度	平成 21 年度採択分 2 社	11,071,674
	平成 22 年度採択分 3 社	
平成 23 年度	平成 22 年度採択分 3 社	13,419,177
	平成 23 年度採択分 3 社	
平成 24 年度	平成 23 年度採択分 2 社	6,941,106
	平成 24 年度採択分 2 社	
平成 25 年度	平成 24 年度採択分 2 社	12,897,039
	平成 25 年度採択分 3 社	

**(5) 環境対策設備導入促進補助金**

**ア 目的**

鳥取県内に所在する中小企業及び試験研究機関（県内に事務所又は工場を有する者に限る。）が環境対策に取り組む上で必要となる設備の設置又は改善に対して助成することにより、地球温暖化対策を推進するとともに企業競争力の強化を促進することを目的としている。平成 21 年度から制度として創設された。

## イ 根拠法令

- ① 鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号）
- ② 鳥取県環境対策設備導入促進補助金交付要綱（以下（5）及び第 3 章第 4 において「要綱」という。）

## ウ 補助対象者

以下の（ア）又は（イ）に該当する事業者で、鳥取県内に所在し、省エネルギーの専門家による省エネ診断を受診している者が補助対象者となる。

- （ア） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条に規定する中小企業者
- （イ） 一般社団法人又は一般財団法人で、産業の振興に寄与する試験研究を目的に設立された者

## エ 補助対象事業（平成 25 年度）

### （ア） 新エネルギー事業

策定した環境経営計画に基づく、新エネルギー設備の導入。

エネルギー種別	要件等
太陽熱利用	有効集熱面積：20 m <sup>2</sup> 以上
風力発電	定格出力：1 kw 以上
温度差エネルギー利用	温度差エネルギー依存率 40%以上
バイオマス発電 バイオマス熱利用 バイオマス燃料製造	バイオマス依存率 60%以上
雪氷熱利用	冷気又は冷水の流量を調整する機能を有する設備であって、雪氷熱の供給に直接的に供される設備に限る
水力発電	発電出力：1,000kw 以下
地熱発電	バイナリーサイクル発電方式に限る

### （イ） 競争力強化事業

策定した環境経営計画に基づく、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が導入前と比較して 30%以上かつ生産性の向上により企業競争力を強化する設備の導入。

### (ウ) 省エネルギー事業

策定した環境経営計画に基づく、エネルギー起源二酸化炭素排出量の削減率が導入前と比較して 50%以上となる 2 種類以上の省エネ設備の複合的な導入（導入設備の合計で削減率が 50%以上となれば可）

平成 22 年度以降は補助対象事業費の合計額が 200 万円（平成 24 年度からは小規模企業者は 100 万円）以上の事業が対象となる。

### (エ) 補助金額

#### ① 補助率等

平成 25 年度

補助率	新エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 2
	競争力強化事業	補助対象経費の 1 / 2
	省エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 3
上限	500 万円	
予算額	5,000 万円	

平成 24 年度

補助率	新エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 2
	競争力強化事業	補助対象経費の 1 / 2
	省エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 3
上限	500 万円	
予算額	6,500 万円	

平成 23 年度

補助率	新エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 2
	競争力強化事業	補助対象経費の 1 / 2
	省エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 3
上限	500 万円	
予算額	9,500 万円 （内訳） 新エネルギー事業・競争力強化事業 6,500 万円 省エネルギー事業 3,000 万円	

平成 22 年度

補助率	新エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 2
	省エネルギー事業 (競争力強化型)	補助対象経費の 1 / 2
	省エネルギー事業 (執務環境整備型)	補助対象経費の 1 / 3
上限	500 万円	
予算額	10,000 万円 (内訳) 新エネルギー事業・省エネルギー事業(競争力強化型) 6,500 万円 省エネルギー事業(執務環境整備型) 3,000 万円	

平成 21 年度

補助率	新エネルギー事業 省エネルギー事業	補助対象経費の 1 / 2
上限	500 万円	
予算額	10,000 万円	

② 補助対象経費

本事業の対象として明確に区分できるもの

消耗品費 設備導入するために必要な資材、部品、原料等消耗品の購入経費（事務文具類は対象外）

機器・設備費 (1) 機器・設備類の購入に要する経費  
(2) 上記機器・設備類に関する据付等の営繕工事費、改造費、修繕費  
(3) 計測装置の購入、製造、改良、賃借、借用又は据付等に要する経費  
(4) 構築物の購入、製造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費（設備導入と一体的であり、事業実施に必要不可欠と認められる範囲に限る）

委託費・外注加工費

設計、改良等の一部を外部に委託するために必要な経費

## その他の経費

その他本事業の遂行に必要と認められる経費

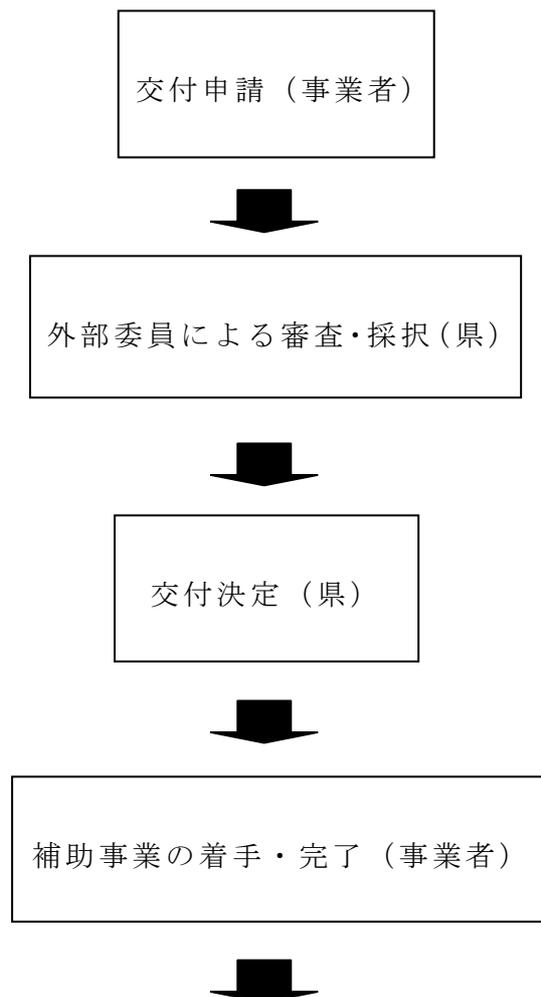
※導入する機器・設備は未使用品とし、中古品は補助対象外とする。

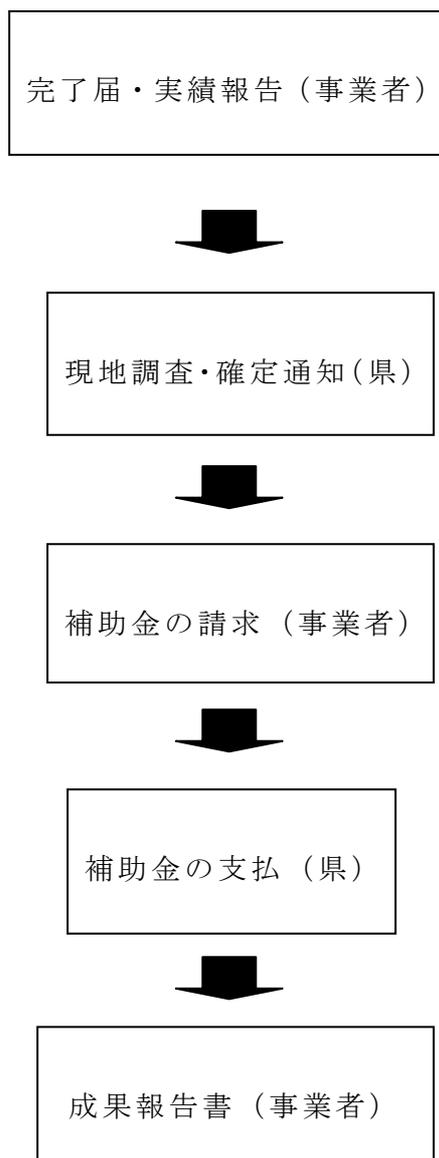
※リース及び割賦販売による導入は補助対象外とする。

※環境対応車の購入、買い換えは補助対象外とする。

※LED、Hf 蛍光灯などの照明設備は、光源を含む灯具交換又は配線工事一式として導入し、光源のみの交換は補助対象外とする。

### <環境対策設備導入促進補助金の交付手続の流れ>





## 審査

外部専門家等で構成する審査会を開催し、主に次の観点から総合的に審査を行い、予算の範囲内で優先順位により採択事業を決定。

## 審査の観点

（新エネルギー事業）

- ・ 先進的な新エネルギー設備の導入であること
- ・ CO<sub>2</sub>の削減率、削減量、費用対効果が他に比較して優れていること
- ・ 環境経営計画が全社的な取組であり、具体的かつ実現性のある内容であること

(競争力強化事業)

- ・設備導入による企業競争力の強化(生産性等の向上)の見込みが明らかであること
- ・CO<sub>2</sub>の削減率、削減量、費用対効果が他に比較して優れていること
- ・環境経営計画が全社的な取組であり、具体的かつ実現性のある内容であること

(省エネルギー事業)

- ・CO<sub>2</sub>の削減率、削減量、費用対効果が他に比較して優れていること
- ・環境経営計画が全社的な取組であり、具体的かつ実現性のある内容であること

(共通)

- ・環境保全に配慮した企業活動の取組実績又は計画があること
- ・補助事業内容及び実施スケジュールが妥当であること

(その他)

- ・県内で設計・製造された設備の導入及び環境マネジメントシステム(ISO14001、KES、TEAS II種以上等)の認証を取得している者の設備の導入については、審査において加点評価を行う

## 2 融資制度

### (1) 目的

鳥取県内の工業団地等に工場等の新設、増設又は移転を行う企業に対して、企業立地の促進を図るため、融資の際の借入利息及び信用保証料の一部を県が補助し、その必要資金の一部を融資するもの。

### (2) 融資対象者

製造業、情報処理・提供サービス業、電気業、ガス業、ソフトウェア業、職員教育施設・支援業、機械設計業、デザイン業、自然科学研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、インターネット付随サービス業、その他地域経済の活性化に寄与するものとして定める業種を営むものであって、次の要件を満たし、かつ事前に知事の認定を受けたもの。

新設・増設する場合	新規雇用 10 人以上 (県内中小企業 3 人以上) ※ ソフトウェア業等 5 人以上・情報処理サービス業 20 人(短時間労働者可)以上
移転する場合	投資額 1 億円以上 ※ 境港工業団地は 1 億円未満でも対象

### (3) 対象経費

ア 地方税法第 341 条に規定する土地、建物及び償却資産

※ソフトウェア業等については、施設又は設備・備品の賃借料(事業開始から 1 年間)も対象。

(ソフトウェア業等には、ソフトウェア業のほか機械設計業、デザイン業、自然科学研究所、研究開発型事業を含む。)

イ 運転資金

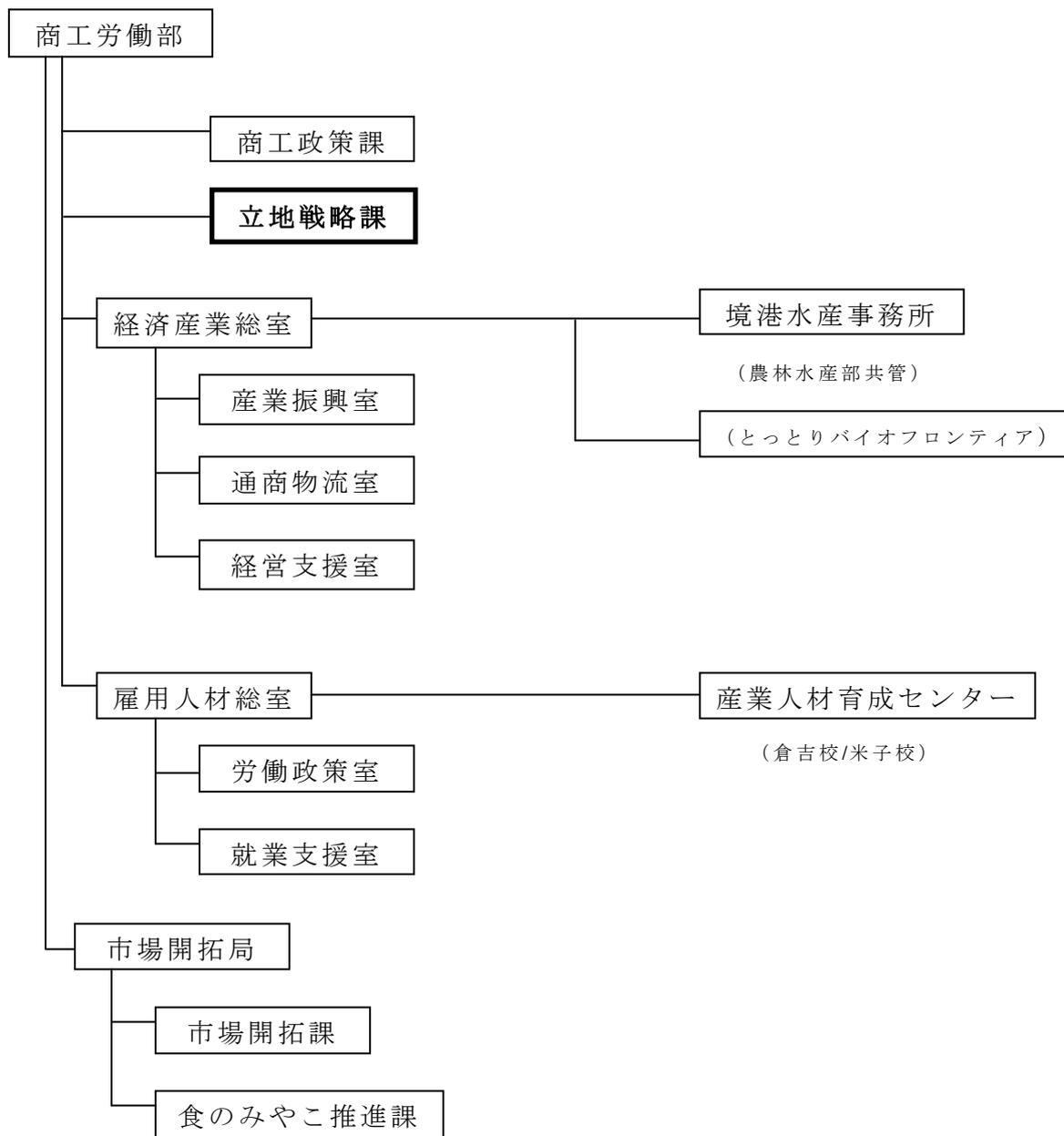
### (4) 融資条件

融資限度額	ア 設備資金 「対象設備の取得」並びに「雇用増」の要件により決定 下限：対象施設の取得額または 2 億円のいずれか低い額 上限：50 億円 ※ ソフトウェア業等は、上限 4 億円 イ 運転資金 1 億円
利率等	信用保証なし 年 1.68% 信用保証あり 年 1.43% ・任意保証とする ・変動金利
融資期間	設備資金 15 年(据置 2 年)以内 運転資金 10 年(据置 2 年)以内
その他	金融機関の定めによる

## 第 5 企業立地関連の組織と担当業務

鳥取県の企業立地に関する担当は、商工労働部立地戦略課であり、同課は平成 25 年度の組織再編により、前産業振興総室より独立する形で、商工労働部長直属の課として発足している。

【商工労働部組織図（平成25年度）】



立地戦略課は、県外企業の誘致、県内企業の新增設の支援、企業立地事業等補助金等の交付、正規雇用創出奨励金・大量雇用創出奨励金の交付などの業務を行っている。

立地戦略課の各担当と主な業務は、以下のとおりである。

- 1 次世代環境産業・立地政策担当
  - (1) 企業立地事業等助成に関すること
  - (2) 企業立地情報の収集・分析に関すること

- (3) LED関連産業の振興に関する事
- (4) 次世代環境ビジネス創出事業（LED関連産業）に関する事
- (5) 次世代環境ビジネス創出事業（太陽光発電関連産業育成）に関する事
- (6) 次世代環境ビジネス創出事業（新技術応用事業化事業）に関する事
- (7) 次世代環境産業の立地支援に関する事
- (8) リサイクル関連産業の振興に関する事
- (9) リサイクル関連産業の立地支援に関する事
- (10) 環境産業整備促進事業に関する事

## 2 県内企業新增設担当

- (1) 県内企業新增設に係る企業立地補助金の執行に関する事
- (2) 正規雇用創出奨励金、大量雇用創出奨励金に関する事
- (3) 企業立地促進資金貸付金に関する事
- (4) 工業用水道、工業用水、空工場に関する事
- (5) 工場立地法、農村地域工場等導入計画に関する事

## 3 県外企業誘致担当

- (1) 県外企業誘致に係る企業立地補助金の執行に関する事
- (2) サテライトオフィス@とっとり構築支援補助金に関する事
- (3) 情報通信関連雇用事業補助金に関する事
- (4) コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金に関する事
- (5) コンタクトセンター管理に関する事

## 第6 企業立地関連の予算及び決算

平成25年度の立地戦略課の事業別の予算額、決算額は以下のとおりである。

(単位：円)

予算科目・事業名	予算額	決算額
工鉱業総務費	4,871,077,000	3,534,148,742
企業立地事業補助金	3,654,453,121	2,710,088,000
米子崎津地区中核工業団地基盤整備等推進事業	8,532,879	8,532,879
米子崎津地区中核工業団地承水路維持管理事業	1,958,000	1,578,750
境港竹内工業団地企業立地補助金	7,700,000	4,800,000
(主)働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業	355,000,000	293,450,000

(主)企業立地促進費	35,461,000	32,977,845
鳥取県地域産業活性化基本計画推進事業	1,648,000	1,615,483
(主)企業投資促進のための工業団地再整備事業補助金	394,157,000	324,837,000
情報通信関連雇用事業補助金	64,751,000	11,435,500
雇用維持企業再構築支援事業	10,000,000	4,443,000
コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金	88,812,000	47,413,500
企業立地事業環境整備補助金	204,918,000	75,599,000
製造業生産等改善支援事業	30,000,000	9,000,000
サテライトオフィス@とっとり構築支援事業	5,000,000	0
企業立地に向けたハイウェイアクセスポイント整備事業	8,686,000	8,377,785
<b>環境保全費</b>	<b>258,061,000</b>	<b>249,820,170</b>
(主)リサイクル技術開発促進事業	20,135,000	16,713,465
リサイクル産業クラスター形成支援事業	786,000	721,054
リサイクル製品普及・販売促進事業	3,575,000	2,634,058
【企業自立サポート事業】環境産業整備促進事業	222,583,000	221,952,801
環境ビジネス交流会事業	4,722,000	4,216,014
リサイクルビジネスモデル支援事業	6,260,000	3,582,778
<b>中小企業振興費</b>	<b>91,047,000</b>	<b>80,207,311</b>
(主)次世代環境ビジネス創出事業	15,880,000	10,543,206
次世代環境ビジネスを支える技術等向上事業	4,597,000	3,927,134
戦略的な「環境経営」推進事業	45,339,000	41,939,640
(主)LED産業競争力強化事業	25,231,000	23,797,331
<b>金融対策費</b>	<b>106,978,000</b>	<b>91,641,000</b>
【企業自立サポート事業】鳥取県企業立地促進資金貸付金	106,978,000	91,641,000
<b>鳥取県営工業用水道事業会計支出金</b>	<b>219,714,000</b>	<b>219,713,825</b>
事業会計出資金事業（鳥取地区）	219,714,000	219,713,825
<b>合計</b>	<b>5,546,877,000</b>	<b>4,175,531,048</b>

工鉱業総務費のうちの、企業立地事業補助金の決算額が予算額を約944,365千円下回っているが、これは補助事業認定企業の操業開始が予定より遅れたことにより、補助金交付が平成26年度以降となったものである。

### 第3章 監査の結果

#### 第1 企業立地事業補助金

##### 1 企業立地事業補助金の個別案件に係る指摘及び意見

###### (1) (株)ナノオプトニクス・エナジー

###### ア 事業概要

交付先	(株)ナノオプトニクス・エナジー (以下「ナノ社」という。)
事業内容	電動車いす製造 ほか
事業認定日	平成 24 年 10 月 30 日
事業期間	平成 24 年 3 月 28 日～平成 27 年 3 月 31 日
操業開始日	平成 27 年 3 月 31 日 (予定)
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 100 人 交付申請時の雇用人数 3 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 2,771,302 千円 (土地 542,699 千円、建物 241,551 千円、機械装置 1,855,292 千円、その他償却資産 131,760 千円) 初年度賃借料 ー千円
補助率	40/100 〔 補助率内訳：自然科学研究所 30/100 先進的技術活用事業 5/100 特に著しい雇用の増加 5/100 〕
交付決定額	309,098 千円
交付決定日	平成 24 年 11 月 22 日

※ 上記の交付決定額は、要綱第 13 条の一部完了によるものである。

同条第 2 項においては、企業立地事業における投下固定資産額が 20 億円を超える場合には事業の一部完了の場合においても出来高払い(概算払い)として補助金交付を受けることが可能である旨規定されていることから、土地・建物のみの取得時点において補助金交付を行っているものである。

補助金額計算： 772,747 千円 × 40% = 309,098 千円  
(土地・建物取得価額) (補助率) (補助金額)

なお、上記の補助対象事業経費の合計金額は、当初の事業認定時のもの

であるが、平成 26 年 3 月 31 日付の変更承認における事業計画変更により、当初の 2,771,302 千円から 1,570,094 千円へ大幅な減額変更を行っている。

当交付先は、交付先の事業が鳥取県の電気自動車に関連した特区事業に合致することや、大量雇用を宣言したことなどから誘致事業として認定したものであり、鳥取県米子市の元 J T 米子工場を平成 24 年 3 月に取得し、平成 24 年 6 月 12 日に京都市より本社を移転して以降、事業開始準備を行っているものである。認定申請前である平成 22 年度の事業計画において、平成 27 年度までの 5 年計画で雇用 800 人、年間販売額 1,000 億円を掲げていた。

平成 25 年 7 月から平成 25 年 12 月にかけて、鳥取県からの委託事業等により 30 人雇用し平成 26 年 3 月時点では役員を含めた従事員は 39 人在籍していたが、平成 26 年 6 月までにそのほとんどが人員整理により退職し、監査時点（平成 26 年 9 月時点）の従事員は、社長などの役員を含め計 5 人となっている。平成 26 年 3 月まで管理・営業部門は、東京都港区に東京本社としておいていたが、その従業員 3 人すべて解雇するとともに東京本社を閉鎖し平成 26 年 4 月以降は、その業務を米子本社へ移管している。

上記事業期間欄に記載の事業期間は、企業立地事業認定申請日における予定であり、現在は、土地・建物を取得しているものの、機械装置等の製造設備については溶接ロボット機器のみの導入に止まり、予定されていた機械装置のほとんどが未だ導入されていない状況である。

また、資金繰り改善の目的で、取得した土地の一部を平成 26 年 3 月 31 日に株式会社イーウェル（以下「イーウェル社」という。）に売却したことから、現在、当売却部分に相当する補助金額 45,788,385 円の返還をナノ社に対して求めているが、監査時点において未返還の状況である。他の委託料等についても返還請求を行っているものがあり、以下のとおりである。

（単位：円）

事業名称	支払済額	確定額	未収債権額 (返還請求額)	返還理由
企業立地事業 補助金	309,098,000	263,309,615	45,788,385	補助対象資 産の売却
I C T を活用 した鳥取県版	44,688,000	39,481,599	5,206,401	委託事業の 額の確定に

超小型モビリティ開発委託				伴う精算
正規雇用創出奨励金	3,500,000	1,000,000	2,500,000	事業主都合による解雇
合計	357,286,000	303,791,214	53,494,786	

なお、ナノ社の実態把握のため、同社へ臨場して実地監査（財政的援助団体監査）を実施した。

監査時の状況は、以下のとおりである。

#### イ ナノ社の実地監査：平成 26 年 9 月 12 日（金）

監査日現在においては、敷地内の事務所棟を使用しているのみで、敷地の大部分を占める工場及び倉庫は電気が通っておらず実質的に未利用の状況であり、ほぼ未操業と同様の状態であった。

工場内の確認時において、製品の製造状況及び在庫の状況を確認したところ、10 数台の在庫を製造し保有しているが、販売先が決定しているのは1台のみであり、残りの在庫については販売先未定の状態であった。

財務内容について、関係資料やヒアリングにより確認したところ、金融機関からの借入金については返済が滞っていることから繰上げ償還などの催告を受けており、また、平成 26 年度分の固定資産税や平成 26 年 5 月以降の従事員への給料の支払いも滞っている状況であった。

現在の従事員数は、前述のとおり社長などの役員も含めて 5 人であり、今後も認定申請時の計画雇用人数である 100 人の達成及び工場の稼働に向けては全く見通しがたっていない状況である。

なお、経理責任者であった従業員が、東京本社閉鎖に当たり平成 26 年 3 月末をもって退職したことから、平成 26 年 4 月以降の経理処理が全く行われていない状況であり、さらには過去の会計帳簿類も所在が不明で、パソコン内の経理データの確認方法も現在のスタッフでは不可能とのことであったため、資金繰りの詳細や具体的経理処理についての把握はできなかった。

#### ウ 監査の結果

##### (ア) 企業立地事業認定の審査について【指摘事項】

平成 24 年 10 月の事業認定申請の際に、認定申請書の提出と併せて平成 23 年 9 月期の決算報告書の提出があり、その内容を確認したところ

以下のとおりであった。

平成 23 年 9 月期 貸借対照表 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	56,819	流動負債	1,148,953
固定資産	772,493	固定負債	651,189
(有形固定資産)	(732,720)	負債合計	1,800,142
(無形固定資産)	(1,650)	純資産の部	
(投資その他の資産)	(38,123)	科目	金額
		資本金	548,475
		資本剰余金	538,475
		利益剰余金	△2,057,780
		純資産合計	△970,830
資産合計	829,312	負債・純資産合計	829,312

認定申請時の直近決算である平成 23 年 9 月期の損益計算書によれば、当期純利益が△1,127,541 千円と大幅赤字の経営成績であった。また、上掲の貸借対照表によれば純資産額が△970,830 千円であることから、大幅な債務超過の状況であることがうかがえる。

また、事業認定の際には、対象企業の経営状況を評価するため、「経営自己診断システム」による安全性の評価を行っている。経営自己診断システムでは、以下のように対象企業の経営状況の安全性について評価が行われている。

**【経営自己診断システムによる安全性の評価について】**

対象企業の財務指標（自己資本比率、流動比率、当座比率、固定長期適合率、減価償却率、手許現金預金比率、借入金月商倍率、借入金依存度、預借率、売上高支払利息割引率）を点数化し、業界標準及びデフォルト企業の平均値と比較し、判定結果が業界標準以上の場合は「安全ゾーン」、デフォルト企業以上業界標準未満の場合は「警戒ゾーン」、デフォルト企業未満の場合は「危険ゾーン」と評価される。

ナノ社の事業認定の際における経営診断結果は、デフォルト企業（実質破綻企業）の数値を下回る「危険ゾーン」であった。つまり、実質的に破綻企業と同等の財務内容であったと言っても過言ではない状況であったにも関わらず、企業誘致を実施し、多額の公金を投入することと

したものである。

さらに、今回の財政的援助団体監査の際に平成 25 年 9 月期の決算報告書の内容の確認を行ったところ、以下のとおりであった。

平成 25 年 9 月期 貸借対照表 (単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	38,998	流動負債	612,627
固定資産	676,172	固定負債	1,323,114
(有形固定資産)	(671,221)	負債合計	1,935,741
(無形固定資産)	(1,422)	純資産の部	
(投資その他の資産)	(3,529)	科目	金額
		資本金	100,000
		利益剰余金	△1,320,571
		純資産合計	△1,220,571
資産合計	715,170	負債・純資産合計	715,170

平成 25 年 9 月期の損益計算書では、鳥取県から企業立地事業補助金の交付を受け、同補助金の 309,098 千円が特別利益に計上されているにも関わらず同期の当期純利益額は△116,326 千円であった。また、平成 23 年 9 月期との貸借対照表の比較においても、債務超過額がさらに 249,741 千円増加し純資産額が△1,220,571 千円となり、資金繰りなどの財政状態の悪化がさらに進んでいることがうかがえる。

事業認定申請時に、ナノ社より提出されている向こう約 3 か年の経営計画及び資金計画においては、多額の資金調達が実現され、売上が順調に増加することによって経営成績が向上する計画内容となっているが、この経営計画及び資金計画の内容について県側に確認を行ったところ十分な説明が受けられなかったことから、精緻な検討がなされていないと感じられた。仮に、ナノ社のように大幅な債務超過の財務内容の企業を事業認定するのであれば、将来にわたって相当な収益性の改善が必要であることが絶対条件と考えられることから、経営計画及び資金計画の入念な精査は当然に必要なはずである。また、現在のナノ社の経営成績及び資金繰りとも計画とはかけ離れている状況であり、経営計画時における販路等についても具体性に欠けていることから、計画の実現

可能性についても疑問を感じる。

県側の事業認定の際における決裁時の担当者のコメントによれば、「経営状況については問題が見られる。ただし、県が推進する特区事業において、非常に重要な位置付けとなる点、県の低迷する雇用の状況に鑑み、大きな雇用を行う計画をナノ社が宣言していることから、事業認定を行おうとするもの。」としている。また、監査の過程において県側は「県では立地認定に当たって、経営状況も把握した上で、平成 22 年 3 月の進出調印式時点と比べ環境は変化しているものの、平成 24 年 7 月に県が総合特区の地域指定を受け e モビリティを活用した新たなビジネスモデル創出が具体的に進んできたこと、超小型モビリティの認証規格が平成 25 年 1 月に創設されるなどの将来の新たな車の規格の創出を国がバックアップすることで市場が拡大すると期待されていたこと、県内産材の活用により県内産業への裾野拡大が期待できたこと等を総合的に勘案して判断した。」といった事業認定時の判断基準も示している。県側がナノ社の経営状況に問題があることを認識しながら、大量雇用の計画に対する実現可能性や、前述のような県の事業認定時の判断基準である今後の展望についての精査、つまり経営計画及び資金計画の十分な精査を行うことなく事業認定を行ったとも考えられ、このような県における事業認定時の極めて甘い判断が、補助金の出来高払いの対象となった土地・建物の一部売却部分に係る補助金返還額の返還遅延という現在の状態を引き起こしていると言っても過言ではない。今後は、事業認定時の財務内容の検討及び事業認定後の経営計画及び資金計画の実現可能性の検討を十分に行うように改善し、このような認定を今後は行わないよう、再発防止に努めるべきである。

#### (イ) 「特に著しい雇用の増加」に係る補助率加算について【意見】

企業立地事業補助金は、前述のとおり補助率の加算措置があり、ナノ社においては「特に著しい雇用の増加を伴う事業」として企業立地事業認定時に 5 % の補助率加算の措置を講じることとされている。

なお、「特に著しい雇用の増加を伴う事業」については、ナノ社の事業認定当時における要綱第 8 条の 5 第 1 項第 1 号において「新增設事業の実施に伴い、新增設完了の日から 3 年間を経過する日までの間に増加する常時雇用労働者の数が概ね 100 人以上と見込まれるもの」と規定されている。ナノ社においては、企業立地事業認定申請時の新規常時雇用者数を 100 人としていることから、加算措置の適用対象とされたものである。

当該認定事業においては、土地・建物の先行取得部分に対する補助金相当額 309,098 千円を出来高払いとして支払いを行っているが、この出来高払いは知事特認の加算率を含めた補助率である 40%を当該土地・建物の取得価額に乗じて算定して支払いを行っている。

しかし、前述のとおり、要綱第 8 条の 5 第 1 項第 1 号の「新增設完了の日から 3 年間を経過する日までの間に・・・」の規定から考察すると、認定事業が未完了である状態、つまり、当案件であれば土地・建物を取得したのみで、機械等の設備の取得が未完了で新增設が完了していない状態で、「特に著しい雇用の増加を伴う事業」として 5%の加算措置を出来高払いの段階で適用したことは不相当であったと考える。認定事業完了時である、投下固定資産のすべてが整った状況になって、初めて後の雇用が可能となるか否かの判断ができる状況になるものであり、また、土地・建物のみを取得した時点では数人程度の従事者のみであった状況、そして、監査時現在においても社長含め 5 人の従事者のみで今後の雇用の見通しもたっていない状況などから総合的に勘案すると、100 人以上の雇用が条件である知事特認による 5%加算は不相当であったと思われる。

「特に著しい雇用の増加を伴う事業」としての 5%の加算措置は、出来高払いの段階において適用するのではなく、新增設事業完了時の補助金交付時に適用するよう改善が望まれる。

**(ウ) 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について**

**【意見】**

当案件においては、前述までのとおり土地・建物の先行取得に対して補助金の出来高払いを行い、その一部を売却したことに伴い売却部分の補助金相当額の一部取消し及び返還請求を行っている。

なお、出来高払い及び返還請求に係る経緯は以下のとおりである。

年月日	内容
平成24年11月 9 日	309,098,000 円の補助金交付申請（出来高払い部分）
平成24年11月22日	上記交付申請に対する交付額決定通知
平成26年 3 月以前	イーウェル社のオペレーションセンター誘致に関して、県側から同社に対してナノ社の用地を提案
平成26年 3 月18日	土地・建物の一部売却が行われること及び売却部分に対応する補助金の返還を行う旨について、県議会農林水産商工常任委員会において報告

平成26年 3 月 31 日	ナノ社とイーウェル社との間において売買契約締結及び所有権移転 売買金額 270,000,000 円 内訳〔 土地 270,000,000 円〕 〔 建物 0 円〕
平成26年 4 月 17 日	ナノ社から土地・建物の一部を売却した旨の報告書の提出
平成26年 4 月 21 日	土地・建物の一部売却が完了した旨、及び当該売却に伴う返還請求額の算定根拠、返還請求額 45,788,385 円を、県議会農林水産商工常任委員会において報告
平成26年 4 月 30 日	上記返還請求額に係る交付決定の一部取消し及び返還通知書の交付
平成26年 6 月 6 日	返還請求額の返還遅延に伴う、督促状の交付

製品開発業務を行うも、売上に結びつかない状況の中、多額の研究開発費等のコスト負担が生じていくことから、資金繰りの改善を図る目的で土地・建物の一部の売却を行ったものである。補助金返還請求額については、監査時点において未返還の状況であった。

なお、平成 26 年 4 月 21 日に農林水産商工常任委員会において示されているもの及び県の決裁文書から確認した補助金返還請求額 45,788,385 円の算定根拠は、以下のとおりである。

(単位：円)

	補助金額 a	売却面積 b	全体面積 c	返還請求額 (a×b/c)
土地	217,079,000	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	44,604,662
建物	92,019,000	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	1,183,723
合計	309,098,000	—	—	45,788,385

この計算根拠によれば、当初に交付された補助金額を基礎として、それを面積按分することにより返還請求額を算出していることとなる。

なお、補助金額 309,098,000 円の算定根拠は、以下のとおりである。

$$\begin{array}{rcccl} \text{補助金額計算：} & 772,747 \text{ 千円} & \times & 40\% & = & 309,098 \text{ 千円} \\ & (\text{土地・建物取得価額}) & & (\text{補助率}) & & (\text{補助金額}) \end{array}$$

つまり、補助金額 309,098,000 円は土地・建物の取得価額を基礎として算定しており、また、返還請求額である 45,788,385 円は補助金額を面積按分により算定していることから、県が算定した返還請求額は、土地・建物の取得価額を面積按分することにより算定した金額であることとなる。

しかし、以下の(1)から(3)のとおり、当該土地売却に関して県が返納を受けるべき金額は、県が算出しているように出来高払いを行った補助金額である 309,098,000 円を面積按分することにより算定するのではなく、イーウェル社への売却金額である 270,000,000 円に補助率を乗じた金額の方がより適正であると考え、その算定方法によれば 62,211,615 円の県への返納不足額が生じている結果となる。

(単位：円)

譲渡額 a	補助率 b	県費納付額 c=a×b	現状の補助金返還請求額 d	返納不足額 c-d
270,000,000	40%	108,000,000	45,788,385	62,211,615

(1) 「県の補助事業により事業者が取得した財産の処分に伴う県費納付について」(平成 20 年 9 月 26 日付鳥取県総務部長通知)によれば、補助事業により取得した財産の処分に関して、以下のとおり示されている。

<p>県の補助事業により事業者が取得した財産の処分に伴う県費納付について(抜粋)</p> <p>3 県費納付額の算定方法</p> <p>(1) 国庫補助事業 所管省庁の財産処分承認基準を準用する。</p> <p>(2) 単県補助事業</p> <p>ア 類似した国庫補助事業がある場合 当該国庫補助事業の所管省庁の財産処分承認基準を採用する。(以下略)</p>
---

さらに、類似した国庫補助事業がある経済産業省における財産処分承認基準が示されている、「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成 16・06・10 会課第 5 号)においては、以下のとおりとなっている。

補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて（抜粋）

4 国庫納付額の算定について

- (1) 有償譲渡又は有償貸付けに係る国庫納付額は、処分制限財産に係る補助金額を上限として、譲渡又は貸付額（中略）に補助率（中略）を乗じて得た額とする。（以下略）

上記の各通知等によれば、補助事業等により取得した財産処分時の補助金返還額の算定について、県の通知では、類似した国庫補助事業がある経済産業省の財産処分承認基準を準用することとされており、更に、経済産業省の財産処分承認基準では、有償譲渡による財産処分の場合には補助金額を上限として「譲渡額」に補助率を乗じた額とするとされている。

また、補助事業により取得した財産の処分に関して、規則第 25 条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県補助金等交付規則（抜粋）

（財産の管理）

第 25 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

- 2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したときは、この限りではない。

(1)～(4) 略

※同条第 2 項に定める「次に掲げるもの」とは、不動産・償却資産等を指す。

また、同項に定める「知事が別に定める期間」とは、条例第 6 条第 1 項における事業継続努力義務期間の 7 年間である。

この規定は、補助事業により取得した財産は事業継続努力義務期間である 7 年間を経過するまでの間においては、知事の承認を受けずに譲渡等を行ってはならないと規定されているものであり、また、「県の補助事業により事業者が取得した財産の処分に伴う県費

納付について」(平成 20 年 9 月 26 日付鳥取県総務部長通知)において「従来から、財産の処分制限期間内における補助金交付目的に反する譲渡等の処分に当たっては、補助事業者は規則第 25 条第 2 項に規定する知事の承認を必要としているところです。」とし、財産処分時には県の財産処分承認が必要であることを改めて明らかにしているところである。当該案件においては、ナノ社の財産処分の事実を県側は事前に把握していたことから、財産処分前に財産処分の承認申請書を受領し、譲渡額により県費納付額の算定を行うとともに、同納付額の県費納付を条件とした財産処分の承認を行うべきであったと考える。

しかし県は、規則第 21 条の規定により補助金交付決定の一部取消しを行うとともに、補助金返還額を取得価額を面積按分することにより算定した上で、規則第 22 条の規定に基づいて補助金の返還請求を行っている。

(2) 平成 26 年 3 月末現在のナノ社の合計残高試算表を確認したところ、土地・建物の一部を売却した時期である平成 26 年 3 月分の損益計算書の特別利益に、固定資産売却益が 156,137,291 円計上されている。これは、以下のとおり、おおむねナノ社からイーウェル社へ土地・建物を売却したことによる利益であることがわかる。

なお、以下の検証作業は、ナノ社の会計帳簿の所在が不明であることから、固定資産売却益の計上内容が不明であったため行ったものである。

(単位：円)

	取得価額 合計 a	売却面積 b	全体面積 c	売却部分 取得価額 d (a×b/c)	売却金額 e	売却益 (e-d)
土地	542,699,027	15,249.21 m <sup>2</sup>	74,213.84 m <sup>2</sup>	111,511,969	270,000,000	158,488,031
建物	230,048,207	575.63 m <sup>2</sup>	44,747.70 m <sup>2</sup>	2,959,317	0	△2,959,317
合計	772,747,234	—	—	114,471,286	270,000,000	155,528,714

つまり、ナノ社は、補助金交付を受けて取得した土地・建物を倍以上の金額で売却して約 156 百万円もの利益を享受し、利益計上していることとなる。その一方で、補助金返還額は売却金額に対してではなく、取得価額を面積按分して計算していることとなるため、補助金交付を受けて取得した固定資産を売却して多額の利益を享

受しているにも関わらず、その利益である約 156 百万円に対する補助金返還は不要とされていることから、当該売却益はすべてがナノ社の儲けとなっており、著しく妥当性に欠ける状況となっていると考える。

- (3) 当該補助事業により取得した土地の一部売却部分の補助金返還請求額の算定を、売却部分と売却対象としなかった部分の各面積を基礎とした按分計算によっていることについて、立地戦略課側は以下のような見解を示している。

**【立地戦略課の見解】**

補助金返還金額の算定に関しては、規則第 21 条の交付決定の一部取消しを行う場合、「当該取消しに係る部分について既に補助金を支払っているときは、(中略)、その部分について支払った額の返還を命ずるもの。」と定められていることから、県ではこの規定に従い「その部分について支払った額」として、売却面積の面積按分により算定したところである。

なお、経済産業省の財産処分基準による運用では、売却した土地の部分に対して支払われた補助金額を上限として算定されることとされており、当該案件の手續において補助金等交付規則に基づく交付決定の一部取消しではなく財産処分承認手續によることとしても、結果的には県費納付額と現状での返還請求金額は同一となり問題とはならない。

上記の(2)に記載のとおり、単純に面積按分することにより売却部分の土地の取得価額を算定すると取得価額の倍以上の金額で売却し、約 156 百万円もの多額の売却益が生じていることとなる。

しかし、以下に示す「過去 10 年間の鳥取県の地価の対前年変動率の推移」のとおり、地価の下落が続いている近年の鳥取県内の地価動向を勘案すると、当該土地を取得した平成 24 年 3 月から売却を行った平成 26 年 3 月までの僅か 2 年間で、当該売却対象とした土地の価格が急上昇して上記のような多額の売却益の稼得が実現したとは考えにくい。

過去 10 年間の鳥取県の地価の対前年変動率の推移

(単位:%)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	備考
全用途	-5.0	-4.4	-3.5	-3.0	-4.1	-5.0	-5.0	-5.1	-4.6	-3.5	16年連続下落
住宅地	-4.0	-3.5	-3.0	-2.7	-3.7	-4.7	-4.7	-4.8	-4.4	-3.4	15年連続下落
商業地	-7.7	-6.5	-4.8	-4.0	-5.6	-6.4	-6.8	-6.1	-4.9	-3.8	23年連続下落
工業地	-9.8	-8.2	-7.1	-3.9	-4.7	-5.8	-5.9	-5.9	-6.4	-4.3	17年連続下落

出典：鳥取県ホームページ「平成 26 年鳥取県地価調査の結果及び地価動向」より抜粋

また、当該売却部分は、以下の写真のとおり建築物がほとんどなくグラウンドやテニスコートなどで占められた土地である。

ナノ社敷地航空写真



一方、売却対象としなかった土地には大規模な工場及び倉庫があることから考えると、売却した土地の方がより更地に近いたため一般的には利用価値が高いと思われる。つまり、土地の状態によって地価が異なると考えられることから単純に面積按分により売却部分の取得価額を算定することは、必ずしも適正であるとは言えない。

売却した部分と売却対象としなかった部分では明らかに土地の状態が異なること、及び下落が続いている近年の地価動向から考え

ると、当該土地売却における売却価額である 270,000,000 円の方が売却部分の土地の適正時価に近いものであると思料されることから、出来高払いを行っている補助金額である 309,098,000 円を基準として、単純に面積按分で補助金返還額を算定するという県の算出方法は合理性に欠けると考える。

以上の(1)から(3)において示したとおり、当該案件においては県費納付を条件とした財産処分承認手続によるべきであり、また、県費納付額の算定は単純に面積按分により算出する方法よりも、売却価額である 270,000,000 円に補助率を乗じることにより算出する方法がより実態に即していたのではないかと考える。今後は、交付先が補助事業により取得した財産を譲渡することを事前に把握した場合には、県費納付を条件とした財産処分承認手続によることとし、更には土地の一部売却などの財産の一部を処分するケースにおける県費納付額の算定は画一的に面積按分によるのではなく、各案件の個別事情を勘案のうえ算定するよう検討されたい。

## (エ) 補助金交付決定一部取消額の返還に係る手続等について

### 【指摘事項】

上記の「(ウ) 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について」に記載のとおり、ナノ社の土地・建物の先行取得に対して補助金の出来高払いを行い、その一部をナノ社が 270,000,000 円で売却したことに伴い、県側はナノ社に対して 45,788,385 円の補助金返還請求を行っているが、監査時点において未返還のままとなっている。

ナノ社における、土地・建物の売却により得た資金である 270,000,000 円の用途について、県側の資料及びナノ社の関連資料等より確認を行ったところ、おおむね以下のような支出内容であった。

ただし、県側の資料は平成 26 年 4 月時点での資料であることから、その後の予定も含まれているため、以下の内容は実績とは異なるものである。

(単位：円)

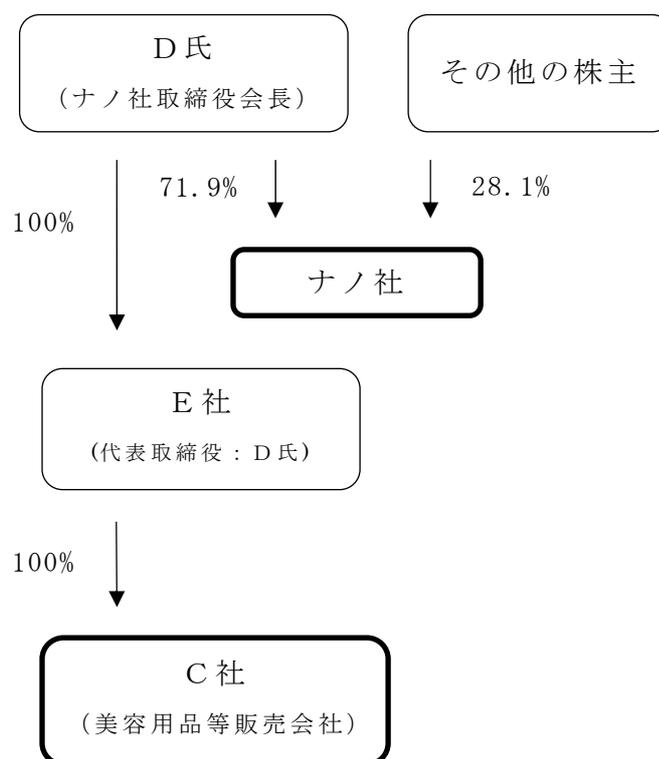
相手先	内容	支出金額
金融機関 A	借入金繰上返済及び借入金利息	59,136,601
金融機関 B	借入金繰上返済及び借入金利息	59,119,251
鳥取県	人材育成概算払委託料返還	18,882,850

関係会社C社	借入金返済及び借入金利息	74,000,000
各取引先	資材・諸経費	40,868,375
役員・従業員	人件費	24,865,238
合計	—	276,872,315

※鳥取県への「人材育成概算払委託料返還」は国の緊急雇用事業にかかるものであり、未返還となっている企業立地事業補助金とは別のものである。

上表のうち最も注目すべきは、「関係会社C社」への借入金及び借入金利息の返済である。C社は、ナノ社の関係会社であり、上記金額の返済前は450,000,000円の借入金があり、そのうち400,000,000円を対象債権とした抵当権が取得用地に設定されていた。

C社とナノ社の資本関係は下図のとおりである。



つまりC社は、ナノ社の取締役会長であり大株主であるD氏の間接支配会社であることから関係会社であり、ナノ社は県への補助金返還よりも関係会社への借入金返済を優先させたこととなる。県側によると、売却対象となった土地には、金融機関とともにC社も抵当権を設定してい

たことから、売却に際して抵当権解除が必要であったため、同社への返済をすべきであったのではないかとのことであるが、関係会社であるならばその協力関係により抵当権設定の解除は十分に可能であり、県への補助金返還を優先させるためには、むしろそうすべきである。よって、そのような理由は、県への補助金返還よりもグループ企業への借入金返済を優先させる理由としては乏しいと考えられ、補助金返還よりもグループ企業の資金繰りを優先させたとも取れるナノ社におけるこのような行為は大きな問題である。

県側によれば、「ナノ社のイーウェル社への土地の売却価額は県側は知らなかった。また、当然に補助金返還は受けられると思っていたが、ナノ社が勝手にC社へ借入金返済を行ってしまったものである。」とのことであり、決して県側がC社への借入金返済を優先することを事前に容認していたわけではないとの説明であった。確かに、平成26年2月17日（月）に鳥取県庁商工労働部長室で行われたナノ社からの経営状況報告の内容を記録した会議録を確認すると、土地の売却により得た資金によってC社への借入金返済を実行したい旨のナノ社からの申し出に対して、商工労働部長がそれを禁じる発言をしているようである。しかし、そのようなやりとりがあったにも関わらず、補助金返還よりもC社への借入金返済を優先させた行為に対して何らの制裁措置を採っていない県の対応に対して、非常に理解に苦しむところであり、また到底納得しがたい。このような一連の事実関係から考察すると、県への補助金返還を、C社への借入金返済よりも劣後させることを、県側が事前に容認したととられても仕方がない状況ではなかろうか。県側は「県にとっては憂慮すべき事態であるが、それに対して県への補助金を強制返還させる根拠となる法令等は存在しない。」という見解を示しているが、このような不合理な現状に対して県民の納得が得られるか否か疑問である。県が、補助金返還を優先させることを強くナノ社側に要請していたのであれば、返還請求に対する義務違反として、規則21条（交付決定の取消し等）の適用により補助金の交付決定の取消しについて検討を行うことも必要であったと考える。

前述の「(ウ) 補助事業により取得した財産の処分に関する手続について」に記載のとおり、平成26年3月以前にナノ社用地を県が紹介したことから、県としてもナノ社とイーウェル社との間で売却交渉がなされていることを把握していたことを考えれば、補助金返還に係る対応は十分にできたはずである。財産処分の申請書の提出を、当該土地の売却前に受けるとともに、その申請に係る承認にあたって、「(ウ) 補助

事業により取得した財産の処分に関する手続について」において示した県費納付の条件と併せて、売却により得た資金から必ず売却部分に係る補助金返還を受けることとする条件を付す必要があった。県では、事前にナノ社とイーウェル社との間で売買交渉が行われている事実を把握していながら、事前対策を講じることを失念していたとすれば重大な過失である。このような事実に対しては、県側は深く反省するとともに、今後はこのように著しく合理性に欠けるような事態が生じないように再発防止に努めるべきである。

**(オ) 抵当権設定に係る制限について【意見】**

ナノ社は、平成 24 年 3 月に元 J T 米子工場を土地・建物合計で 772,747,234 円で取得している。その際に、当該土地に対して以下のとおり抵当権が設定されている。

抵当権種類	抵当権者	極度額又は債権額
根抵当権	鳥取県信用保証協会	560,000,000 円
普通抵当権	関係会社 C 社	400,000,000 円
合計		960,000,000 円

後に、イーウェル社へ売却した土地部分については、抵当権設定を解除して同社へ譲渡し、引き続きナノ社が所有している土地部分については、上記の抵当権が設定されたままである。

鳥取県信用保証協会の根抵当権については、金融機関借入金に対する保証委託取引に係るものであり、金融機関 2 件より極度額と同額の借入れが行われている。

なお、下記のとおり、当該借入金の 960,000,000 円のうち約 5 億円については運転資金であるという考え方が成り立つ。

内容	金額
土地・建物取得金額 a	772,747,234 円
補助金交付金額 b	309,098,000 円
土地・建物取得に係る自己財源 c(a-b)	463,649,234 円
借入金額（抵当権設定金額） d	960,000,000 円
差引運転資金相当額 d-c	496,350,766 円

補助金交付により取得した固定資産に対して、運転資金相当の借入金に係る抵当権が設定されていることは、極めて不合理である。

企業立地事業補助金の交付は、事業認定された事業の完了（固定資産の取得等）が条件であることから、補助金交付前である固定資産の取得

段階において借入れを行い、抵当権を設定するケースもあると考えられる。その場合においても、原則は、規則第 25 条第 2 項より、補助金交付により取得した財産には抵当権設定をしてならないという規定から勘案すると、事業継続努力義務期間内の抵当権設定については、設定金額は自己財源までに止めるべきであり、さらには抵当権設定に係る承認手続を行うべきである。ナノ社のような状況であれば、仮に補助金交付先企業が倒産に陥った場合に、残余財産の分配時において抵当権設定権者にすべてがわたってしまうこととなり、多額の公金投入が無駄となってしまうこととなる。

補助金交付先が、補助金交付前に固定資産を取得する段階で借入れを行い抵当権を設定するようなケースにおいても、補助金交付後にその補助金により臨時弁済を行い、同補助金額相当の抵当権設定の解除を行うような制限規定を設けるべきである。

また、上記のとおり当該土地には根抵当権が設定されてる。根抵当権は、債権を特定して抵当を設定する普通抵当権とは異なり、一定範囲内の不特定債権を極度額の範囲内において担保するものであることから、補助目的外の借入れも可能となる。根抵当権は債権が特定されないことから、企業立地に係る設備資金のみならず、補助目的外である運転資金の借入れなども可能となってしまう、目的外使用の温床にもなりやすいと考えられるため、補助金交付により取得した資産に根抵当権の設定を認めることは合理的ではない。仮に、補助金交付により取得する資産に抵当権設定の承認を行う場合においても、当該資産の取得に要する費用を工面するために最低限必要となるものを認めるべきであると考えられることから、補助金交付により取得した資産に対しては、事業継続努力義務期間内の根抵当権設定を制限する規定を設けるべきである。

#### **(カ) ナノ社誘致案件に係る今後の対応について【指摘事項】**

前述のとおり、ナノ社は監査時において県から認定を受けている企業立地事業の開始について見通しが立っていない状況であり、また、返還請求を行っている補助金 45,788,385 円も未返還の状況である。一方で、一部の土地・建物の売却先であるイーウェル社は平成 26 年 7 月 22 日に企業立地事業の認定を受けていることから、後にはイーウェル社に対して当該土地も含めた投下固定資産額に対する企業立地事業補助金が支出されることとなる。つまり、ナノ社に対する返還請求額が未返還のままとなれば、交付先が違ふといえど同じ土地に対して補助金が重複して交付されたままの状態となり、極めて不合理な形で公金が投入される結

果となってしまう。

なお、規則の第 21 条第 1 項において「交付決定の取消し等」として以下のように規定されている。

鳥取県補助金等交付規則（抜粋）

（交付決定の取消し等）

第 21 条 知事は、次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 対象事業者が、対象事業に関し、法令、条例若しくは他の規則又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。

（2） 対象事業者が、この規則の規定又は決定内容等に違反したとき。（以下略）

つまり、規則の規定又は決定内容等に違反したときには、交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとされている。ナノ社の場合においては、上記の「(エ) 補助金交付決定一部取消額の返還に係る手続等について」に記載のとおり、土地売却に伴い関係会社借入金の返済を優先させることにより、補助金返還を行うべきという規定に違反して補助金の返還が遅延している。ナノ社は、多額の県税が投入されている補助金に対する返還義務を早急に果たすべきであるにも関わらず、補助金返還の義務に違反する状況がこのまま継続し、また、事業完了予定日である平成 27 年 3 月 31 日において、認定した事業の開始もなされないようであれば、県は事業認定そのものを取消し、補助金の全額返還を求める措置を講じるべきである。

#### （キ） 委託事業について

ナノ社との契約により、商工労働部商工政策課において国（厚生労働省）の事業である「緊急雇用創出事業」として、小型モビリティ開発事業を委託している。

当該事業は、「企業立地事業補助金」の事業とは異なるものであるが、同一の企業への委託事業であることから、便宜上併記を行うものである。

事業概要及び監査の結果については以下のとおりである。

区分	委託料
業務名	I C T を活用した鳥取県版小型モビリティ開発事業（緊急雇用基金）

業務目的	新規商品の開発の取組を行う県内企業に対して、機器・システム開発等の業務を県内企業へ委託することで、国内製造業の事業再編等で離職する県内の技術者等の技術の活用と雇用の創出を図ることを目的とするもの。								
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超小型モビリティ（電動車いす）での乗降、運転機構開発</li> <li>・携帯電話通信網を利用したバッテリー情報等のデータ通信機能の開発</li> <li>・GPSを利用したモビリティの位置情報システムの開発ほか</li> </ul>								
委託期間	平成 25 年 6 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日まで								
委託金額	<p>39,481,599 円（確定額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">委託料限度額</td> <td>56,596,050 円</td> </tr> <tr> <td>委託料確定額</td> <td>39,481,599 円</td> </tr> <tr> <td>概算払済額</td> <td>44,688,000 円</td> </tr> <tr> <td>差引返納額</td> <td>5,206,401 円</td> </tr> </table> <p>※上記返納額は、未返還であり返還請求中である。</p>	委託料限度額	56,596,050 円	委託料確定額	39,481,599 円	概算払済額	44,688,000 円	差引返納額	5,206,401 円
委託料限度額	56,596,050 円								
委託料確定額	39,481,599 円								
概算払済額	44,688,000 円								
差引返納額	5,206,401 円								

**① 契約内容変更に伴う変更手続について【指摘事項】**

当委託案件では、県内在住の技術者を雇用して開発業務に従事するという仕様書に基づく契約内容であったが、技術者不足のため雇用者 10 人のうち 1 人について島根県松江市在住の者を雇用している。しかし、仕様書の変更や変更契約の締結など一切行っていない。

雇用条件が、開発事業に従事可能な技術者ということで極めて限定的であったこと、また、技術者が不足し委託業務に支障をきたす可能性があったことから、特例的に県外在住者を雇用することはやむを得なかったと思われる。しかし、契約時の仕様書において県内在住者という条件が付されている限り、その条件を変更する手続、すなわち変更契約等の締結が必要であったと考える。

今後は、契約内容を変更する際には事前に変更契約を締結するよう改善されたい。

**② 委託料の概算払金額の精査について【指摘事項】**

当委託案件では、技術者の人件費等相当額を委託料として支払うこととし、委託料の支払限度額である 56,596,050 円について以下のとおり概算払いを行い、委託期間終了後に実績額（確定額）との精算に

よる不用額の返還を受ける契約を締結していた。

契約時概算払予定金額 (単位：円)

内容	概算払額
第1期概算払い(平成25年7月)	28,298,025
第2期概算払い(平成25年10月)	28,298,025
委託料限度額	56,596,050

後に、第1期概算払額である28,298,025円は平成25年7月に予定通り支払いが行われ、また、第2期支払前である平成25年10月に第1期のナノ社における人件費等の実績額を把握するとともに、第2期の概算払額についてナノ社よりの申し出により支払いを行っている。

概算払額の実績、及び委託料確定額(ナノ社の実績金額)は、以下のとおりである。

(単位：円)

内容	概算払額 a	委託料確定額 b	差引不用額 a-b
第1期概算払い(平成25年7月)	28,298,025	5,513,830	22,784,195
第2期概算払い(平成25年10月)	16,389,975	33,967,769	△17,577,794
合計	44,688,000	39,481,599	5,206,401

上表のとおり、第1期における概算払額とナノ社の実績金額との差額は22,784,195円でありかなりの乖離があるが、これは、技術者の雇用時期が遅れたことなどが原因のようである。しかし、県において第1期分の概算払額と実績金額の差額について検証を行っておらず、また、ナノ社から申し出のあった第2期の変更後の概算払い額16,389,975円についての精査も行っていない。最終的に、委託料の精算時において、概算払額と委託料確定額に5,206,401円の差額が生じ、返還請求を行っているが、当該金額は未返還のままである。

委託期間内において、ナノ社から経営状況の報告を受けており、それによると業績が思わしくないことが十分に把握できたことを考えると、第1期の概算払額と実績額との差額、及び第2期の概算払い時にナノ社から申し出のあった金額についての精査を十分に行うなどして、不用額が極力生じないような努力をすべきであったと考える。

### ③ 委託料の概算払いについて【意見】

当委託案件においては、上記のとおり 2 期に分けてまとまった金額を概算払いしている。最終的に、委託料の精算額が未返還となっている状況や、ナノ社の経営状況を勘案すると、細かく分割払いを行うなど、委託料の概算払いに係るリスクを回避するような工夫が必要であったと感じる。

今後は、特に民間事業者へ概算払いを行う場合には、都度の概算払額の精査を行うことや、支払回数を細分化するなどの方策を講じるよう十分な検討を行い改善していただきたい。

## (2) F 社

### ア 事業概要

交付先	F 社
事業内容	高機能プラスチックシートの製造・販売
事業認定日	平成 23 年 3 月 31 日
事業期間	平成 23 年 2 月 15 日～同年 11 月 30 日
操業開始日	平成 23 年 12 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 30 人 交付申請時の雇用人数 13 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 1,024,378 千円 (土地 44,600 千円、建物 313,000 千円、機械装置 666,778 千円)
補助率	15/100
交付決定額	153,656 千円
交付決定日	平成 23 年 12 月 18 日

企業立地事業補助金の交付先は、補助事業完了後、毎年 10 月 1 日時点の事業に係る雇用状況その他知事が要綱で定める事項を報告（以下、「事業状況報告」という。）しなければならない。

当交付先に関しては、補助事業完了後、一度も事業状況報告が行われていなかったため、平成 26 年 9 月 12 日に当交付先を訪問し、会社の事業の進捗状況や雇用の状況についてヒアリングを実施した。訪問時の会社の現状は、業績は当初の事業計画と大幅に乖離しており、債務の返済が滞っている状況であった。

## イ 監査の結果

### (ア) 事業認定の際の経営状況の評価について【意見】

事業認定の際には、対象企業の経営状況の評価するため、経営自己診断システムによる安全性の評価を行っている。「ナノ社」の案件において示したとおり、経営自己診断システムでは、以下のように対象企業の経営状況の安全性について評価が行われている。

#### 【経営自己診断システムによる安全性の評価について】

対象企業の財務指標（自己資本比率、流動比率、当座比率、固定長期適合率、減価償却率、手許現金預金比率、借入金月商倍率、借入金依存度、預借率、売上高支払利息割引率）を点数化し、業界標準及びデフォルト企業の平均値と比較し、判定結果が業界標準以上の場合は「安全ゾーン」、デフォルト企業以上業界標準未満の場合は「警戒ゾーン」、デフォルト企業未満の場合は「危険ゾーン」と評価される。

当交付先は、県外企業G社が平成22年6月に子会社として設立したものであり、平成23年2月に事業認定の申請が行われ、同年3月に事業認定が行われている。事業認定の際には、交付先は設立後間もなく、交付先自体の経営状況は評価できないため、親会社であるG社の経営状況の評価している。そして、親会社であるG社の経営自己診断システムによる安全性の評価は「危険ゾーン」とされていた。

経営自己診断システムによる当該評価にも関わらず、交付先の経営状況については、「立ち上げ間もないベンチャー企業であるため評点は総じて悪いが、金融機関からも「回収可能」との判断で融資を行っており、問題ないと思われる。」とコメントが付され、事業認定が行われている。

事業認定が行われ、補助金が交付されると、補助金交付先には、企業立地事業の完了の日から7年間の事業継続努力義務が課されることになる。そのため、事業認定の際には、認定企業が7年間事業を継続する能力を有しているか否かも認定の際の1つの判断基準となるものと考えられる。しかしながら、経営状況について、経営自己診断システムによる評価が「危険ゾーン」と評価されているにも関わらず、金融機関の融資に係る「回収可能」との判断を参考にし、経営状況に問題はないと判断するのは、補助金交付の前提となる事業認定に関して、経営状況を判断する際の慎重さが足りないように考えられる。

7年間の事業継続努力義務が課されているということは、最低でも7年程度事業が継続されないと補助金の費用対効果が十分に発揮されないとの考えによるものであるので、事業認定の段階で、認定企業やそ

の親会社の財務状況を詳細に分析し、経営状況の判断を慎重に行う必要がある。

また、交付先が資金繰りに行き詰まり、事業が休止される場合や、当初の事業計画どおりに事業が遂行されない場合は、当初の計画どおりの雇用が確保されないことになり、結果として、雇用機会の拡大という補助金の交付目的が達成されないことにつながるため、企業認定時における経営状況の判断は、慎重に行う必要がある。

### (3) デンバジャパン(株)

#### ア 事業概要

交付先	デンバジャパン(株) (以下「デンバ社」という。)
事業内容	電動バイク製造
事業認定日	平成 23 年 10 月 24 日
事業期間	平成 24 年 1 月 1 日～同年 5 月 25 日
操業開始日	平成 24 年 4 月 17 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 25 人 交付申請時の雇用人数 26 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 71,400 千円 (建物 2,698 千円、機械装置 37,742 千円、その他償却資産 30,960 千円) 初年度賃借料 7,522 千円 〔内訳：土地・建物 7,200 千円〕 事務機器 322 千円〕
補助率	投下固定資産部分 20/100 初年度賃借料部分 100/100
交付決定額	投下固定資産部分 14,280 千円 初年度賃借料部分 7,522 千円
交付決定日	投下固定資産部分 平成 24 年 9 月 12 日 初年度賃借料部分 平成 24 年 12 月 4 日

当交付先は、愛知県瀬戸市に本社を置き椅子類製造等を行っている、「H社」が電動バイクの組立製造の拠点として、鳥取県に新会社を設立したものである。

なお、当交付先は部品不具合によるリコール対応などにより売上が振るわず資金ショートし、平成 25 年 11 月 20 日に操業を停止している。

また、鳥取県正規雇用創出奨励金について、事業主都合による解雇を理由として 2,000,000 円の返還請求を、そして委託業務の概算払いに対する不用額である 16,433,081 円の返還請求を行っているが、双方とも未返還の状態である。

## イ 監査の結果

### (ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について

#### 【指摘事項】

上記のとおり、当交付先は平成 25 年 11 月 20 日に操業停止しその後撤退しているが、県の担当者への確認を行ったところ、撤退時においては「操業休止届出書」の提出及び受理により操業休止扱いとしているのみで、補助金交付対象資産の処分状況については県側では全く現場確認等を実施しておらず、同資産の処分状況を把握していない状況であった。

包括外部監査実施時点での補助金交付対象資産等の現状の調査を立地戦略課へ依頼したところ、撤退時にデンバ社側において、補助金交付対象財産を債権者へ譲渡担保として提供するなどし、また、事業所の貸主へ無償譲渡し処分したものや、さらには処分方法や処分先が不明な資産がある事実が判明した。企業の撤退時に、補助金交付により企業が取得した資産の処分状況を確認せず、さらには処分先等が不明なものがあることは、非常に大きな問題である。

県の担当者は、企業立地事業は多額の公金が投入されている事業であることを再認識し、また、商工労働部内においてこのような確認漏れが生じないようにチェック体制を確立し、再発防止に努めるべきである。

### (イ) 補助金交付対象財産の譲渡等に伴う補助金返還請求について

#### 【意見】

上記「(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について」に記載のとおり、当交付先は撤退時において、補助金交付対象財産を債権者へ譲渡担保として提供するなどしたものや、また、処分方法・処分先が不明な資産がある事実が判明した。

補助金交付対象資産の管理については、規則の第 25 条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県補助金等交付規則（抜粋）

（財産の管理）

第 25 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加

した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したときは、この限りではない。

(1)～(4) 略

※同条第2項に定める「次に掲げるもの」とは、不動産・償却資産等を指す。

さらに、要綱第31条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（抜粋）

（補助金等の返還）

第31条 次の要件のいずれかに該当した場合には、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合、規則第22条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、条例、規則及び本要綱の規定に従わないとき。（以下略）

規則第25条第2項の規定に反し、知事の承認を受けずに補助事業により取得した財産を譲渡及び担保提供しており、更には、資産の譲渡等を行い撤退することによって、その後の補助金交付目的が達成されないこととなる。したがって、上記の要綱第31条第1項第1号の規定に該当し、条例第6条第1項における事業継続努力義務期間の未経過期間部分については、規則第21条の規定により交付決定の一部の取消しを行い、また、規則第22条の規定に基づいて補助金額の返還を請求すべきである。

補助金返還請求額の計算

補助金交付決定金額 a	14,280,000 円
事業継続努力義務期間 b	7 年間（84 か月）
補助対象固定資産 所有期間	1 年 6 か月（18 か月） （平成 24 年 5 月 25 日～平成 25 年 11 月 20 日）
未経過事業継続 努力義務期間 c	5 年 6 か月（66 か月） （平成 25 年 11 月 21 日～平成 31 年 5 月 24 日）

補助金返還請求金額 (a×c/b)	11,220,000 円 (円未満四捨五入)
----------------------	------------------------

なお、補助金の交付決定の取消しに関しては、規則第 21 条第 1 項において「知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定されており、補助金交付決定の取消しは知事の行政判断によることとされているため「意見」に止めた。

#### (ウ) 操業休止の取扱いについて【意見】

当交付先は、平成 25 年 11 月 20 日の操業停止にあたって、要綱第 23 条の規定により、「鳥取県企業立地事業助成操業等休止届出書」の提出が行われている。

しかし、同交付先は機械装置等の補助金交付対象財産を譲渡担保に供するなどして処分し、事実上鳥取県より撤退しており、現状では同社が事業を行っていた所在地では、他の企業が事業を営んでいる状況であるにも関わらず、操業休止扱いとしていることは問題である。

操業休止の扱いに関しては、以下のとおり改善すべきである。

- (1) 事業用の資産を処分し、鳥取県内で事業を行わない状況となれば、その時点で後の補助事業は実行されないこととなるため、その場合においては「撤退」とみなして補助金の全部、または一部の返還を求める。
- (2) 操業休止し、事業用の資産を存置した状況で再稼働する意思が見込めた場合においても、「休止」と認める一定の期間を定めること。現状のように休止に関して期間の定めがなければ、10 年後・20 年後においても休止扱いのままとなり、実態は撤退と同様の状態であっても休止扱いのまま放置される事態になりかねない。

#### (エ) 5 年未満の賃借期間に係る補助金交付に対する返還請求について 【指摘事項】

当案件においては、電動バイクの組立に係る工場は賃借物件であったことから、条例第 2 条第 1 項 12 号の規定により、初年度賃借料の 1 年分について、規定の補助率である 50%に知事特認加算の 50%を加えた 100%補助率を適用した金額である 7,200 千円を支給している。

賃借料の定義については、条例の第 2 条第 1 項第 6 号に「契約期間が 5 年以上であるものに限る。」と規定されているが、当案件における賃

貸借契約書を確認した結果、貸借期間は2年であったことが判明した。したがって、補助金の交付要件に合致しないものであるため、補助金交付金額である7,200千円については返還請求を行うべきである。

**(オ) 事業認定の際の経営状況の評価について【意見】**

当交付先は、平成23年9月の設立であり事業認定時においては設立後間がないことから、関係会社であるH社の経営状況について経営自己診断システムによる安全性の評価を行っており、評価結果は業界標準未満である「警戒ゾーン」であった。

経営自己診断システムによる当該評価にも関わらず、経営状況については、「現状の（H社の）経営状況は厳しいものの、今後市場の拡大が期待できる電動バイクの製造・販売を通じて、売上の向上が見込まれる。」とコメントが付され、事業認定が行われている。

新規設立のベンチャー企業の誘致においては、関係会社の経営状況の評価は、今後の財務的支援も考慮すると非常に重要である。また、当交付先のように、仮に関係会社の経営状況が思わしくない場合には、交付先企業の経営計画の精査が特に重要となってくる。現状において、当交付先は操業を休止し撤退しており、そのような状況も踏まえると、経営状況の評価や認定審査が十分であったか疑問である。事業認定の際の企業の経営状況の評価は慎重に対応していただきたい。

**(カ) 委託事業について**

デンバ社との契約により、国（厚生労働省）の事業である「緊急雇用創出事業」として、小型モビリティ人材育成等事業を委託している。

当該事業は、「企業立地事業補助金」の事業とは異なるものであるが、同一の企業への委託事業であることから、便宜上併記を行うものである。

事業概要及び監査の結果については以下のとおりである。

区分	委託料
業務名	鳥取発小型モビリティ人材育成・販路開拓・開発支援委託事業（緊急雇用基金）
業務目的	鳥取県発の小型モビリティの活性化・振興を図り、小型モビリティ開発に係る人材育成、県内・県外への販路開拓・PR、技術開発に資する事業の推進を図ることを目的とするもの。
業務内容	・人材育成事業

	鳥取発小型モビリティ開発技術を有する技術者の育成 ・マーケティング・販路開拓事業 「鳥取県発」小型モビリティ国内外への販路開拓事業実施 ・地域ニーズにあわせた鳥取発小型モビリティの開発委託 地域におけるニーズ（鳥取における気候や地形への対応） にあわせた開発委託	
委託期間	平成 25 年 5 月 28 日から平成 26 年 3 月 31 日まで	
委託金額	1,803,214 円（確定額）	
	委託料限度額	30,393,825 円
	委託料確定額	1,803,214 円
	概算払済額	18,236,295 円
	差引返納額	16,433,081 円
※上記返納額は、未返還であり返還請求中である。		

#### ① 委託料の概算払回数細分化について【意見】

当委託案件では、技術者の人件費等相当額を委託料として概算払いにより支払うこととしているが、契約時において、委託料として支払うことが可能な限度額を 30,393,825 円とし、以下のとおり概算払いを行う計画としていた。

契約時概算払予定金額 (単位：円)

内容	金額
第 1 期概算払い（平成 25 年 6 月）	18,236,295
第 2 期概算払い（平成 25 年 12 月）	12,157,530
委託料限度額	30,393,825

つまり、2 期に分けて委託料限度額を概算払いで支払うこととしていたものであるが、第 2 期支払前の平成 25 年 11 月 20 日に操業を停止したことから、平成 25 年 12 月に予定していた第 2 期分の支払いは実施せずに、平成 26 年 5 月 9 日に検査を実施した上で、平成 26 年 5 月 15 日に概算払済額と委託料確定額との差額である 16,433,081 円の返還請求を行っている。

県において、デンバ社の決算報告書の確認を行っていないことから、監査時に同社の決算報告書の提示を求め財務内容の確認を行った。委託契約の締結を行った平成 25 年 5 月 28 日に時期的に近い年度である平成 25 年 5 月期の決算内容は以下のとおりである。

## 平成 25 年 5 月期 貸借対照表

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	38,344	流動負債	28,375
固定資産	54,417	固定負債	230,000
(有形固定資産)	(51,417)	負債合計	258,375
(投資その他の資産)	(3,000)	純資産の部	
繰延資産	2,055	科目	金額
		資本金	10,000
		利益剰余金	△173,559
		純資産合計	△163,559
資産合計	94,816	負債・純資産合計	94,816

デンバ社は、平成 23 年 9 月 9 日の設立であることから、上記の貸借対照表は設立後約 1 年 9 か月経過した後の財政状態を示すものであるといえるが、それによれば純資産額が△163,559 千円であり、大幅な債務超過であることがうかがえる。

しかし、県ではデンバ社の経営状況について決算報告書等の財務資料の確認を行っていない。結果として、委託料確定額は 1,803,214 円であり委託料限度額である 30,393,825 円のごく一部のみしか業務が行われておらず、また最終的には、第 1 期の概算払い額の 18,236,295 円のほとんどの金額である 16,433,081 円を返還請求を行うこととなり、現状において当該返還請求金額が未返還の状況となっている。

県はデンバ社の資金繰りが悪化している状況であることを把握していたことから、決算報告書などの財務資料を確認することにより、概算払いの回数を細分化して支払うなどのリスク回避の措置を採る必要があったと考える。

## (4) T P C (株)

## ア 事業概要

交付先	T P C (株)
事業内容	農産物加工業
事業認定日	平成 24 年 3 月 15 日
事業期間	平成 24 年 3 月 15 日～同年 6 月 30 日

操業開始日	平成 24 年 7 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 50 人 交付申請時の雇用人数 49 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 139,879 千円 (建物 132,738 千円、機械装置 7,141 千円) 初年度賃借料 10,284 千円
補助率	投下固定資産部分 15/100 初年度賃借料部分 75/100
交付決定額	投下固定資産部分 20,981 千円 初年度賃借料部分 7,713 千円
交付決定日	投下固定資産部分 平成 24 年 7 月 19 日 初年度賃借料部分 平成 25 年 4 月 22 日

当交付先は、福島県いわき市に本社を置き電子部品製造等を行っている「I社」が同社の農産品加工部門である農商工連携事業部を独立させる形で、キクラゲ栽培を中心とした農産品加工会社を鳥取県に設立したものである。

なお、当交付先は不良率の高い中国産の菌床の影響などにより、生産量・販売量ともに計画を大きく下回ったことなどによる資金繰りの悪化から、平成 25 年 10 月 31 日に操業を停止している。

また、当交付先は鳥取県正規雇用創出奨励金の支給を平成 24 年度から平成 25 年度にかけて 23,500,000 円受けているが、そのうち操業停止に伴う事業主都合の解雇部分である 14,000,000 円の返還請求を行っている。しかし、同返還請求額は未返還の状態であり、返還についての連絡を代表者に行うも連絡が取れない状況である。

## イ 監査の結果

### (ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について

#### 【指摘事項】

上記のとおり、当交付先は平成 25 年 10 月 31 日に操業停止しその後撤退しているが、県の担当者への確認を行ったところ、前述のデンバ社と同様に、撤退時においては「操業休止届出書」の提出及び受理により操業休止扱いとしているのみで、補助金交付対象資産の処分状況については県側では全く現場確認等を実施しておらず、同資産の処分状況を把握していない状況であった。

包括外部監査実施時点での補助金交付対象資産等の現状の調査を立地戦略課へ依頼したところ、撤退時にT P C (株)側において、事業を行っていた賃借物件にそのまま存置した状態、つまり、当該賃借物件の所有者へ無償譲渡した状態であり、現在はT P C (株)とは全く関係のない別の事業者（現在の当該賃貸物件の賃借人）が使用している状況であることが判明した。企業の撤退時に、補助金交付により企業が取得した資産の処分状況を確認していないことは、非常に大きな問題である。

県の担当者は、企業立地事業は多額の公金が投入されている事業であることを再認識し、また、商工労働部内においてこのような確認漏れが生じないようなチェック体制を確立し、再発防止に努めるべきである。

### (イ) 補助金交付対象財産の譲渡等に伴う補助金返還請求について

#### 【意見】

上記「(ア) 誘致企業撤退時の補助金交付対象資産の処分状況の確認について」に記載のとおり、当交付先は撤退時において、補助金交付対象財産を当該賃借物件の所有者へ無償譲渡している事実が判明した。

前述のデンバ社の案件と同様に、規則第 25 条第 2 項の規定に反し、知事の承認を受けずに補助事業により取得した財産を無償譲渡し撤退しており、その後の補助金交付目的が達成されないこととなる。したがって、デンバ社と同様に、要綱第 31 条第 1 項第 1 号の規定に該当し、条例第 6 条第 1 項における事業継続努力義務期間の未経過期間部分については、規則第 21 条の規定により交付決定の一部の取消しを行い、また、規則第 22 条の規定に基づいて補助金額の返還を請求すべきである。

#### 補助金返還請求額の計算

補助金交付決定金額 a	20,981,000 円
事業継続努力義務期間 b	7 年間 (84 か月)
補助対象固定資産 所有期間	1 年 4 か月 (16 か月) (平成 24 年 7 月 1 日～平成 25 年 10 月 31 日)
未経過事業継続 努力義務期間 c	5 年 8 か月 (68 か月) (平成 25 年 11 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日)
補助金返還請求金額 ( $a \times c / b$ )	16,984,619 円 (円未満四捨五入)

なお、補助金の交付決定の取消しに関しては、規則第 21 条第 1 項において「知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定されており、補助金交付決定の取消しは知事の行政判断によることとされているため「意見」に止めた。

#### **(ウ) 操業休止の取扱いについて【意見】**

当交付先は、平成 25 年 10 月 31 日の操業停止にあたって、前述のデンバ社と同様に、要綱第 23 条の規定により、「鳥取県企業立地事業助成操業等休止届出書」の提出が行われている。

しかし、同交付先企業は機械装置等の補助金交付対象財産を無償譲渡することにより処分し、事実上鳥取県より撤退しており、現状では同社が事業を行っていた所在地では、他の企業が事業を営んでいる状況であるにも関わらず、操業休止扱いとしていることは問題である。

操業休止の扱いに関しては、前述のデンバ社と同様の取扱いとするよう、改善すべきである。

#### **(エ) 事業認定時の交付先企業の親会社に係る経営状況評価について**

##### **【意見】**

当交付先は、平成 24 年 3 月の設立であり事業認定時においては設立後間がないことから、経営自己診断システムによる経営状況の評価を行っていない。また、当交付先の関係会社である I 社については、民間信用情報機関の評価については確認を行っているものの、経営自己診断システムによる経営状況の評価を行っていない状況であった。

関係会社の経営状況の評価は、今後の財務的支援も考慮すると非常に重要であることから、経営状況の評価は当然に必要である。

今後は、特に新規設立のベンチャー企業の企業立地事業認定の際には、関係会社の経営状況の評価も十分に行い、認定審査の際の重要な審査項目とするよう検討されたい。

#### **(5) 倒産企業（プロフ精密(株)、(株)大陸)**

平成 21 年度以降に企業立地事業補助金の交付を受けた企業のうち、平成 26 年 9 月末までに倒産（事業廃止）している企業は、以下の 2 社である。

## ア プロフ精密(株)

### (ア) 事業概要

交付先	プロフ精密(株)
事業内容	コネクタ部品等の精密電子部品の製造・組立
事業認定日	平成 22 年 2 月 18 日 (平成 23 年 1 月 7 日認定変更)
事業期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 12 月 20 日
操業開始日	平成 22 年 12 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 32 人 交付申請時の雇用人数 26 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 83,571 千円 (建物 786 千円、機械装置 78,175 千円、その他償却資産 4,610 千円)
補助率	10/100
交付決定額	8,357 千円
交付決定日	平成 23 年 3 月 1 日

当交付先は、平成 23 年 12 月に営業を停止し、破産手続の開始決定を受けている。なお、当交付先には、本補助金のほか、平成 19 年 7 月に 28,445 千円の企業立地事業補助金が交付されている。

## イ (株)大陸

### (ア) 事業概要

交付先	(株)大陸
事業内容	とんかつ、冷凍チキンカツ等の製造
事業認定日	平成 23 年 9 月 20 日 (平成 24 年 1 月 4 日認定変更)
事業期間	平成 23 年 9 月 13 日～同年 10 月 25 日
操業開始日	平成 24 年 2 月 25 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 11 人 交付申請時の雇用人数 7 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 31,013 千円 (機械装置 31,013 千円) 初年度賃借料 6,277 千円 (冷凍庫・冷蔵庫リース 3,180 千円、工場・駐車場賃貸 3,097 千円)
補助率	投下固定資産部分 10/100 初年度賃借料部分 50/100

交付決定額	投下固定資産部分	3,103 千円
	初年度賃借料部分	3,138 千円
交付決定日	投下固定資産部分	平成 24 年 8 月 20 日
	初年度賃借料部分	平成 25 年 1 月 17 日

当交付先は、平成 26 年 4 月に操業を休止し、破産手続の開始決定を受けている。

## ウ 監査の結果

### (ア) 事業認定の際の経営状況の評価について【意見】

プロフ精密(株)の事業認定の際の経営状況は、経営自己診断システムによる評価は「警戒ゾーン」と評価されているが、民間信用情報機関による評点は「普通」ランクに位置付けられていることを判断材料として、「経営状況に問題なし」として事業認定が行われている。事業認定後、平成 23 年 3 月に補助金を交付しているが、同年 12 月に事業を休止し、破産手続を開始している。

(株)大陸の事業認定の際の経営状況は、経営自己診断システムによる評価は「警戒ゾーン」と評価されているが、「現状の経営状況は厳しいものの、今後の安定した経営に向け、安定的な取引が期待できる「冷凍チキンカツ」事業を実施することで、売上の向上が見込まれる」とコメントを付し、「経営状況は問題ないものと考えられる。」として事業認定が行われている。

両社はいずれも、事業認定時の経営自己診断システムによる安全性の評価が「警戒ゾーン」と評価されていることを鑑みると、事業認定の段階で、その企業の財務状況を詳細に分析し、民間信用情報機関による評点や事業計画を鵜呑みにするのではなく、経営状況の判断を慎重に行い、事業認定を行うか否か判断する必要があるものとする。

### (イ) 交付先が破産した場合の補助金返還について【意見】

プロフ精密(株)の破産に伴う県の対応は、以下のとおりである。

#### 【県の対応】

企業立地事業補助金の交付企業が破産した場合の補助金返還の判断は、①企業の倒産に至る経緯、②従業員の再就職等への支援の状況により判断を行っている。

この点、プロフ精密(株)の廃業については、次のとおりの経緯が認められる。

- 1 リーマンショックによる国内需要の悪化という影響は、企業の責めまでとは言い難く、また主要取引先との取引が無くなった後でも新たな受注先を開拓し、事業継続に努めたと認められること。
  - 2 廃業に至るまで、事業主都合の整理解雇などを行わず、従業員を減らすことなく業務を確保しようとする姿勢が見られること。
- 以上のことから、倒産に至る経緯及びその対応等に鑑み、条例第4条に規定する事業継続努力義務に違反するものではなく、本補助金返還免除を行う。

次に、(株)大陸の破産に伴う県の対応は、以下のとおりである。

#### 【県の対応】

企業立地事業補助金の交付企業が破産した場合の補助金返還の判断は、①企業の倒産に至る経緯、②従業員の再就職等への支援の状況により判断を行っている。

この点、(株)大陸の廃業については、次のとおりの経緯が認められる。

- 1 東日本大震災により、主要取引先の生産停止等の影響で、当初の受注予定量が大きく減少する中、主力の熟成とんかつ、熟成チキンカツなどの販路拡大の取組もなされており、事業継続に努めたと認められる。
- 2 事業を引く継ぐ意向のある企業と、今回解雇した従業員の再雇用を調整しており、既に一部従業員の就職が決定されるなど再就職先を確保しようとする姿勢が見られる。

以上のことから、倒産に至る経緯及びその対応等に鑑み、条例第4条に規定する事業継続努力義務に違反するものではなく、本補助金返還免除を行う。

交付先が、事業継続努力義務期間中に破産した場合、補助金返還を求めるか否かについて、規則、条例、要綱には規定されていないため、県は、上記の判断基準に基づいて、交付先が事業継続努力義務に違反するものではないとし、本補助金の返還免除を行っている。

しかしながら、交付先が破産した場合は、破産手続の開始に伴い、補助金交付の対象となった財産が処分されることから、仮に補助金返還額について破産債権の届出を行っていれば、財産の処分によって配当が行われ、配当により補助金の一部が返還される可能性がある。そのため、県は、補助金返還の判断基準として、企業の倒産に至る経緯や従業員の再就職等への支援の状況の他に、財産の処分に伴い配当が行われる可能性についても判断基準の一つとすべきである。

## (6) (株)マルカン

### ア 事業概要

交付先	(株)マルカン
事業内容	配合飼料（ペットフード）の製造
事業認定日	平成 22 年 5 月 31 日（平成 23 年 10 月 17 日認定変更）
事業期間	平成 22 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
操業開始日	平成 23 年 5 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 151 人 交付申請時の雇用人数 142 人
補助対象事業経費 （算定基準額）	投下固定資産額 1,185,486 千円 （土地 59,000 千円、建物 968,696 千円、機械装置 34,066 千円、その他償却資産 123,724 千円）
補助率	10/100
交付決定額	118,548 千円
交付決定日	平成 24 年 8 月 29 日

### イ 監査の結果

#### (ア) 関係会社への支出について【意見】

当該補助事業の補助対象事業経費（投下固定資産額）1,185,486 千円の支払先・支出内容は、以下のとおりである。

支払先名	金額(千円)	支出内容
J 社	1,058,848	建物・その他償却資産
	34,066	機械装置
	28,571	工事管理業務委託
鳥取市土地開発公社	59,000	土地購入代金
K 社	5,000	土地購入の助言・実務代行業務委託
合計	1,185,486	

上表より、土地以外の建物・機械装置・その他償却資産については、すべて J 社に支払が行われている。ここで、J 社の代表取締役は、本補助金交付先である(株)マルカンの代表取締役も務めているため、J 社は(株)マルカンの関係会社に該当する。

支払先が補助金交付先の関係会社である場合には、支払額にその関係会社の利益相当分が含まれている可能性がある。関係会社の利益相当分が支払額に含まれ、その利益相当分が補助対象経費に含まれていることになると、その利益相当分に対しても補助金が交付されことになる。

補助金額に補助金交付先の関係会社の利益相当分が含まれることは、補助金の交付目的上ふさわしくないと考えられる。

関係会社に対して支出する場合には、利益相当分を控除した原価により補助対象経費を算定するなどの方法により、その利益相当分を排除する仕組みづくりを行う必要がある。さらに、関係会社に対して支出する場合は、関係会社以外の他の業者から相見積もりを採るなどの方法により、その支出金額の客観性を担保するための仕組みや、補助対象経費に利益相当分が含まれていないことを証明できるような仕組みを構築することが必要である。

## 2 企業立地事業補助金の全体に係る指摘及び意見

### (1) 監査の結果

#### ア 補助金交付決定時の調査関係資料の紛失について【指摘事項】

補助金交付決定時において、規則第 18 条の規定に基づく現地調査等を実施しているが当該調査に係る現地調査時の調査資料がなく、また、調査報告書はコピーのみの保存であり原本がない補助金交付案件が見受けられた。調査資料がなければ、適正な調査が行われたか否か判断できないだけでなく、それらの調査資料及び調査報告書の原本の所在が不明であることは大きな問題である。

今後は、資料管理を徹底することにより、資料紛失の防止に努めるよう徹底する必要がある。

#### イ 事業状況報告書の提出について【指摘事項】

企業立地等事業補助金の交付を受けた者は、条例第 6 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に規定する事業継続努力義務期間内は所定の様式により、毎年 10 月 1 日時点における補助事業で取得した物件の状況や雇用の状況などの事業状況を報告しなければならない旨が規定されている。例えば、企業立地事業補助金の交付を受けた者は、条例の第 6 条第 1 項において事業継続努力義務期間が「企業立地事業の完了の日から 7 年間」と規定されていることから、企業立地事業が完了し補助金交付を受けた後の 7 年間はその期間の各年の 10 月 1 日時点の事業状況を報告しなければならないこととなる。

事業状況報告書の提出状況について、平成 24 年度分（平成 24 年 10 月 1 日現在の状況を示す報告書）及び平成 25 年度分（平成 25 年 10 月 1 日現在の状況を示す報告書）の報告書等より確認を行ったところ、以下のとおりであった。

平成 24 年度分及び平成 25 年度分事業状況報告書提出状況

項目	平成 24 年度分	平成 25 年度分
要提出件数 a	114 件	145 件
未提出件数 b	25 件	27 件
未提出割合 b/a (小数点第 4 位四捨五入)	21.9%	18.6%

上表のとおり、約 2 割の補助金交付対象者が条例に反して報告書の提出を行っていないということが判明した。

県は、現状において未提出者への対応を行っていないが、事業状況報告書は条例において提出が義務付けられているものであり、また、企業立地事業補助金の交付金額は多額であることから、未提出者に漏れなく督促を行うことにより、補助金交付対象者の状況を的確に把握するように改善すべきである。

**ウ 事業状況報告書の紛失について【指摘事項】**

このたびの包括外部監査の対象とした期間である、平成 21 年度分から平成 25 年度分の事業状況報告書の保管状況について確認したところ、平成 21 年度分、平成 23 年度分が保管されていないことが判明した。事業状況報告書の保管期限は 10 年間であることから、保管されていて当然であるべきものであり、また、事業者から提出のあった報告書は公文書となるものであることから、紛失していることは重大な問題である。

今後は、このような事態が起こることのないように、保管の徹底を行うよう改善すべきである。

**エ 事業状況報告時の決算報告書の提出について【意見】**

今回の包括外部監査では、補助対象事業者や委託契約事業者の倒産や操業中止などが多く見受けられたところであるが、特に、事業期間が長期にわたる補助事業や委託事業は、事業者の経営状況が健全である必要があり、事業期間中に事業者が廃業や倒産をするようでは事業目的が達成されないこととなる。現状のように、補助事業者や委託事業者が倒産し、補助金の効果が発現されない、もしくは委託契約を行った事業者から概算払い分の委託料の精算金の返還を受けることが困難になるというような事例が多く見受けられるようでは、県の財政において大きな損失が生じる結果となってしまふ。

委託事業や補助事業が遂行されるには、補助対象事業者の経営状況が健全であり、また、事業継続が絶対条件であると思われることから、事業状況報告書の提出時に、決算報告書の提出を受けて事業者の経営状況を把握することにより、後の補助事業や委託事業の契約先の選定における判断材料とすることも検討されたい。

#### **オ 補助金交付先の交付後の実地検査について【意見】**

上記の「ア 事業状況報告書の提出について」に記載のとおり、現状においては多くの交付先が事業状況報告書の提出を行っておらず、また、特別な場合を除いては同報告書の督促を行っていない状況である。

補助金交付が完了した後の、補助金の算定基準となった投下固定資産の状況は、譲渡等により変化し得るものであることから、特に事業状況報告書の提出がない交付先などを中心に、実地検査を行うべきであると考え。

企業立地事業補助金は、補助金交付金額が多額であることから、補助金の交付が完了した後も、事業継続努力義務期間内においては、補助金の交付対象となった投下固定資産の状況確認のための実地検査を定期的に、または特に必要と認められる交付先を抽出するなどして実施するようにされたい。

#### **カ 補助金返還規定の整備について【意見】**

補助金返還について、前述のデンバ社及びT P C (株)のように、知事の承認を受けずに企業側の勝手な判断で財産処分を行った場合においては当然に返還すべきであると考えが、現状の要綱等においては財産処分時等の返還についての明確な取扱いが規定されていない。

交付先が破産した場合には、上記「(5) 倒産企業」の「(イ) 交付先が破産した場合の補助金返還について」において言及しているが、破産の場合のみならず、事業継続努力義務期間内での事業の休止等、また、その際の財産処分時の返還規定は必要と考える。

補助金交付により取得した資産を処分するに際しては、厳格に取扱うべきであり、例えば工場を新增設するにあたって補助事業により取得した資産を処分する必要があるなど、設備投資等の前向きな事業展開において資産売却が不可欠である場合などの特別な場合を除いては、事業継続努力義務期間内に事業を休廃止した場合や、補助金の交付対象となった財産を売却・譲渡した場合の補助金返還について、条例や要綱で規定することにより、補助金交付先に周知するなどの対応が望まれる。

## キ 委託料の概算払いについて【意見】

委託料の概算払いについて、ナノ社及びデンバ社のように概算払いを行った結果、各社における諸要因により返還請求を行った部分について返還を受けられないという状況が見受けられた。仮に経営状況が思わしくない企業に対して多額の概算払いを行った場合には、その概算払いを行った資金が運転資金や借入金の返済などの原資となってしまう、本来の目的である委託事業に使用されない可能性もある。特に、県の委託事業の実績が少ない民間事業者の場合には注意を要すると思われ、その事業者の経営状況の確認を行うことにより、概算払いを行うとしても支払い回数を細かく分割して行うようにするなど、リスクを回避する方法を採るよう改善されたい。

## ク 企業立地事業補助金の分割交付の検討について【意見】

企業立地事業補助金は、条例において事業継続努力義務期間が7年間で規定されているが、7年の努力義務を果たせず、企業が操業を休廃止する事例が複数見受けられ、補助金の効果が十分に発揮されていないと思われるケースが発生している。

本補助金は、操業開始後に補助金の交付申請が行われ、補助金は一括で交付されている。仮に、平成21年度以降に本補助金を交付し、平成26年9月末までに事業を休廃止した交付先に対して、事業継続努力義務期間である7年間で分割交付していたとすると、補助金額のうち事業休廃止後の未操業期間に相当する部分の金額は、以下のように算定される。

交付先名	補助金額 A	操業期間※ B	未操業期間相当額 A × (7年 - B)
プロフ精密(株)	8,357千円	2年	5,969千円
鳥取ウォーター(株)	29,900千円	3年	17,085千円
デンバジャパン(株)	14,280千円	2年	10,200千円
T P C(株)	20,981千円	2年	14,986千円
(株)大陸	3,101千円	4年	1,772千円
合計			50,012千円

※操業期間は、事業開始日から事業休止日までの期間（1年未満の端数は切上げ）としている。

補助金の交付を複数年の分割で行えば、交付先企業の操業状況等を確認しながら補助金を交付することができ、事業が休廃止した場合には、事

業休廃止後の未操業期間に相当する補助金の交付をしなくて済む。実際に、企業立地事業補助金を一括で交付せず、複数年度に分割して交付している地方自治体もあることから、補助金の分割交付を検討する必要がある。

また、企業立地事業補助金の交付申請は、認定企業が設備投資を行い、その代金を全額支払後でなければ行うことができないため、認定企業は一旦設備投資資金の全額を自己資金又は金融機関等からの借入により調達しなければならない。本補助金を一括交付し、それが運転資金に使用されると、設備資金を金融機関等からの借入で調達し、その返済を複数年で行っている企業は、事業が計画どおりに進捗せず、借入金の返済に行き詰まることも考えられることから、補助金を分割交付したほうが、設備資金の返済に充てることができるという利点も考えられる。

さらに、補助金を分割交付することにより、事業継続努力義務期間内に毎年提出しなければならない事業状況報告書も併せて交付先が提出するようにすれば、交付先企業の経営状況等を県がより把握しやすくなるものと考えられる。

#### **ケ 認定申請時の納税確認について【意見】**

現状では、認定申請時において納税証明書の提出を求めているが、納税の確認を行うべきである。なお、新規設立法人の認定の場合には、親会社が存在するのであれば、親会社の納税確認を行うべきと考える。税金を滞納している企業は経営状況に問題があると考えられ、また、納税の義務を果たしていることにより、公金である補助金の交付が受けられるのは当然であり、さらには、仮に滞納がある場合には補助金の交付によって、同補助金を原資として納税が行われることにもなりかねない。

認定申請の際に、納税証明書の添付を求めることにより、国税・地方税ともに滞納がないことを確認した上で、補助事業の認定審査を行うことが望まれる。

#### **コ 企業立地事業認定時の審査体制について【意見】**

企業誘致は、県内の雇用の拡大や生産による地域経済の活性化に大きく貢献するが、一方で、補助金の交付額が多額であり、補助金には多額の公金が投入されている。近年、交付先企業の倒産や撤退などが生じているが、企業立地事業補助金の交付は、県内の雇用機会の拡大を目的としていることから、交付先が倒産するのはもちろん、撤退や事業縮小などの事態に陥ることなく、当初の事業計画どおり永続的に事業を継続することを前提として行うものである。そのため、交付先企業の経営の健

全性は、企業立地事業認定時の重要な判断要素の一つとすることができる。

企業立地事業の認定を行う際には、企業の経営状況を経営自己診断システムによる安全性の評価や民間信用情報機関による評点を参考としているが、評点が比較的低く、財務状況に不安のある企業を認定する際の検討が不十分で、また、財務状況に不安があるにも関わらず、認定に至った理由の記載が不十分と考えられるものがある。財務状況に不安があることをもって直ちに認定対象から外すべきとは言えないが、そのような企業を認定する場合には、認定に至った理由について、十分に記載された検討資料を残す必要がある。

また、認定の際には、財務状況だけでなく、雇用内容、事業内容の将来性やその実現可能性、設備投資や生産における下請けや物資調達等の波及効果分析を行い、総合的に判断できるように専門家などの外部有識者も参加し、審査する審査会を設置することも検討すべきである。そして、十分な議論を行った上で認定するか否か判断できるよう、事業認定の審査体制を整備すべきである。

## サ 企業立地事業等補助金の効果測定について（経済波及効果等の測定）

### 【意見】

企業立地は、地域経済に生産、所得、雇用、人口等の増加をもたらし、消費の拡大などの波及効果を勘案すると多大なメリットをもたらすため、地域経済の活性化に欠かせない要素である。特に、雇用の創出は鳥取県において最重要課題であるため、企業立地は、経済活性化の切り札的存在とすることができる。そして、企業誘致において、本補助金が潤滑油となり、企業立地が行われれば、本補助金は県内経済の活性化へ大きく貢献しているといえることができる。

しかし、現状では、企業立地事業等補助金の効果は、補助金の交付先数（企業誘致件数）や雇用増加数で測定されており、交付先企業の倒産や撤退などが生じている現状では、果たして、本補助金の交付に見合う効果が、地域経済にもたらされているか明らかではなく、県民に対して合理的に説明できている状況とは言えない。

そこで、企業立地における土地造成、建物や機械設備の取得などの設備投資による県内への直接効果や経済波及効果と、操業後の企業の生産や雇用による直接効果、関連産業における経済波及効果、雇用誘発効果について、産業連関表などを用いて推計し、県内経済への経済波及効果を測定することが、本補助金の効果を測定する上で望ましいものとする。

本補助金の交付による効果の測定を、設備投資による県内への経済波及効果と操業後の県内への経済波及効果で算定することにより、企業立地が県内経済に多大に貢献していることを合理的に説明できれば、多額の補助金の交付に対して、県民からの理解が得られるのではないかと考える。

## 第2 コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

### 1 L社

#### (1) 事業概要

交付先	L社
事業内容	M社のノウハウ・メソッドによる人材育成拠点の運営
事業認定日	平成24年11月26日
事業開始日	平成24年11月1日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 4人 交付申請時の雇用人数 4人
補助対象事業経費 (算定基準額)	26,392千円 (通信料9,282千円、借室料8,211千円、設備機器賃借料6,899千円、人件費2,000千円)
補助率	通信料・借室料・設備機器賃借料の1/2、人件費は新規常用雇用者1人につき500千円
交付決定額	14,196千円
交付決定日	平成26年1月17日

#### (2) 監査の結果

##### ア 補助金（人件費分）の過大交付について【指摘事項】

補助対象経費のうち、人件費の対象となる労働者は、「鳥取県に住所を有し、当該業務に6か月以上従事した常時雇用労働者」とされている。当交付先は、新規常時雇用労働者4人分の200万円を人件費分として補助金の交付申請を行っているが、補助金の交付申請に添付されている労働者名簿を確認したところ、うち1人は鳥取県に住所を有しない労働者であった。

鳥取県に住所を有しない労働者は補助対象経費に含まれないため、本来は3人分の150万円で補助金の交付申請を行うべきであり、結果として1人分の補助金50万円が過大交付されている。

(単位：円)

適正な補助金交付額 a	実際の補助金交付額 b	過大交付額 b-a
1,500,000 (3人×50万円)	2,000,000	500,000

上記に記載している過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。補助金を交付する際には、補助金の対象となる労働者が鳥取県内に住所を有していることを確認し、鳥取県内に住所を有していない労働者分に対して、誤って補助金を交付することがないように注意する必要がある。

#### イ 補助金（借室料分）の過大交付について【指摘事項】

当交付先は、借室料 8,211 千円を補助対象経費として交付申請を行っているが、補助金の交付申請に添付されている借室料の証憑を確認したところ、当該借室料の金額は消費税込みの金額となっていた。補助対象経費となる借室料の金額は、消費税抜きの金額とすべきであり、補助金が 195,500 円過大に交付されている。

(単位：円)

補助対象 事業経費 a	適正な補助金 交付額 b=a×1/2	実際の補助金 交付額 c	過大交付額 c-b
7,820,000	3,910,000	4,105,500	195,500

上記に記載している過大な補助金の交付については、過大交付分の補助金の返還を求めるべきである。事業所の賃借料には通常消費税が含まれていることから、補助金を交付する際には、補助金の対象となる借室料に消費税が含まれていないことを確認し、消費税部分に対して、誤って補助金を交付することがないように注意する必要がある。

#### ウ 通信料・設備機器賃借料の範囲の明確化について【意見】

当交付先は、M社のノウハウ・メソッドを利用した人材育成拠点を運営しており、受講生を募集し、人材育成を行っている。M社のノウハウ・メソッドの利用に際し、人材育成のノウハウ・メソッドを有しているM社に対して、以下の支出を行い、補助対象事業経費としている。

(単位:円)

支出内容	科目名	金額
・教材・システム使用料 (動画教材使用料、システム使用料、 システム管理費) ・受講者入学者按分 (申込者入学金按分)	通信料	9,062,330
・開業支援コンサルティング費	設備機器賃借料	2,500,000
・資材発注	設備機器賃借料	1,028,800
合計		12,591,130

通信料については、条例において、「電気通信事業法第2条第3号に規定する電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払う費用」と定義されている。また、電気通信事業法第2条第3号では、「電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。」と規定されている。

また、設備機器賃借料については、条例において、「事業所又は設備（新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用」と定義されている。また、要綱において、以下のように規定されている。

鳥取県企業立地等事業助成条例施行要綱（コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金）（抜粋） （補助対象経費） 第3条 条例第3条及び第5条に係る別表第一のコンテンツ・事務管理関連雇用事業の項の補助金の額欄第2号中「設備（新たに第2条第2号カ又は第4号イに掲げる事業の用に供され、又は増加したものに限る。）の賃借に要する費用その他の知事が要綱で定める費用」とは、補助事業の実施に必要な設備機器の賃借及び当該設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用の額とする。
---

交付先は、M社への支出のうち、教材・システム使用料及び受講者入学者按分を通信料として取り扱っている。そのうち、教材・システム使用料の動画教材使用料及びシステム使用料に関しては、通信の用に供し生じている費用ではなく、システムの利用により生じている費用であるため、通

信料には該当しないと考えられる。システムの利用等に要する費用は、設備機器賃借料に該当するものである。

また、教材システム使用料のシステム管理費及び受講者入学者按分については、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合を入学者の受講申し込みに応じて、M社に支払うものである。交付先は、パソコン及びサーバーなどの電気通信設備を通信の用(オンライン教育)に供しているため、通信料に該当するとしているが、M社の教材やシステムを使用するために、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合をM社に支払う、いわゆるライセンス料であり、通信の用に供することにより生じている費用ではないため、通信料には該当しないと考えられる。

次に、交付先は、資材発注について、設備機器賃借料に該当するとしているが、資材発注の内容は、受講者用テキストの仕入や人材育成拠点を運営するために必要な消耗品の購入であり、システムの利用等に要する費用とは言えず、設備機器賃借料には該当しないと考えられる。

上記のうち、教材システム使用料のシステム管理費、受講者入学者按分及び資材発注の受講者用テキストの仕入は、交付先が入学者から受け取る受講料の一定割合をM社に支払っているもので、実質的には受講者が負担している経費であるため、補助対象経費とする必要性が乏しい。

設備機器賃借料として要綱に規定されている「設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用の額」には、システムやソフトウェアを利用するに当たり、最低限必要なものが対象となると考えるべきである。そのため、仮に受講者がいなくても、システムを利用するために毎月固定的に発生する費用を、「設備機器と一体で性能を発揮するシステム、ソフトウェア類の利用等に要する費用」と捉え、設備機器賃借料として取り扱うべきであり、資材発注に要する費用は、設備機器賃借料となるものではない。

以上より、交付先が補助対象経費としている通信料及び設備機器賃借料の中には、通信料や設備機器賃借料に該当しない項目が含まれているものと考えられる。条例や要綱に規定されている通信料及び設備機器賃借料の定義を拡大解釈して補助対象経費と捉えるべきではなく、事業の実態に則って、補助対象経費となるか否かを判断する必要がある。

## 2 (株)ガイナックス、(株)スター

### (1) 事業概要

交付先	(株)ガイナックス
事業内容	アニメーション・SF関連グッズの企画制作及び販売
事業認定日	平成 24 年 10 月 10 日
事業開始日	平成 24 年 11 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 6 人 交付申請時の雇用人数 3 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	6,487 千円 (通信料 85 千円、借室料 4,806 千円、設備機器賃借料 96 千円、人件費 1,500 千円)
補助率	通信料・借室料・設備機器賃借料の 1/2、人件費は新規常用雇用者 1 人につき 500 千円
交付決定額	3,993 千円
交付決定日	平成 26 年 3 月 31 日

交付先	(株)スター
事業内容	・高級オリジナルドールの企画制作及び販売 ・玩具メーカー向け製品の企画制作及び販売 ・保育園・幼稚園向け人形等の企画制作及び販売
事業認定日	平成 24 年 11 月 7 日
事業開始日	平成 24 年 12 月 1 日
新規常用雇用者数	認定申請時の計画人数 4 人 交付申請時の雇用人数 3 人
補助対象事業経費 (算定基準額)	4,966 千円 (通信料 346 千円、借室料 2,764 千円、設備機器賃借料 356 千円、人件費 1,500 千円)
補助率	通信料・借室料・設備機器賃借料の 1/2、人件費は新規常用雇用者 1 人につき 500 千円
交付決定額	3,233 千円
交付決定日	平成 26 年 3 月 18 日

## (2) 監査の結果

### ア 借室料の範囲の明確化について【意見】

当交付先の(株)ガイナックスと(株)スターは、同じ建物に入居し、それぞれ事業所の家賃を借室料として補助対象経費に含めているが、家賃に付随する共益費については、(株)ガイナックスは借室料に含めているが、(株)スターは借室料に含めておらず、両者の取扱いが異なっている。共益費を借室料に含めることができるか否かについては、条例や要綱に明記されていないが、共益費は借室料に含める取扱いにしているとのことである。

また、(株)スターは、駐車場利用料を借室料として補助対象経費に含めている。駐車場利用料を借室料に含めることができるか否かについても、条例や要綱に明記されていないが、駐車場利用料についても借室料に含める取扱いにしているとのことである。

共益費や駐車場利用料は、契約内容によっては家賃に含まれている場合もあることから、共益費や駐車場利用料を借室料に含める取扱いにしているとのことであるが、補助対象経費の具体的な範囲を明確にすることで、各補助金交付先が不利な取扱いを受けず、補助金の交付が公平になるようにする必要がある。

### イ 借室料の契約期間の明確化について【意見】

条例において、「賃借料については契約期間が5年以上であるものに限る。」と規定されているが、借室料（条例では「事業所の賃借に要する費用」と記載されている）が、条例の賃借料に含まれているか否かは明らかになっていない。また、コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の要綱の様式においては、「借室料」ではなく、「事務所賃借料」という用語が使用されており、賃借料と借室料の違いが分かりにくい状況となっている。

立地戦略課では、借室料は賃借料とは区別し、借室料については、賃借料のような契約期間が5年以上必要という契約期間の要件は必要ないという取扱いをしているが、賃借料と借室料の用語を使い分ける場合には、両者を別々に取り扱っていることがわかるように、要綱の様式を記載する必要がある。また、コンテンツ・事務管理関連雇用事業の事業継続努力義務期間がその事業開始の日から10年間であることを鑑みると、企業立地事業の賃借料の場合と同様に、借室料についても契約期間の規定を定めることが、当該事業の事業継続努力義務を課している観点からも望ましいと考える。

### 第3 リサイクル技術・製品実用化事業補助金

#### 1 監査の結果

##### (1) 収益納付の計算式について【意見】

補助事業者は、補助事業完了後、3年間、補助事業の実施結果に基づく収益が生じたと認めたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付する収益納付の規定が要綱に定められており、実施要領に記載されている納付額の計算式は、以下のとおりである。

実施要領（抜粋）

#### 2 収益納付

(1) 交付要綱第15条第1項の規定による納付（以下「収益納付」という。）は、原則として収益納付に係る収益（以下「収益」という。）が生じた完了後3年間（交付要綱第13条第2項に規定する完了後3年間をいう。）の各年度（補助事業者の会計年度による。以下同じ。）ごとに行うものとし、その納付すべき額は、次の算式により算定した額（当該額と前年度累計納付額（その前年度までに当該補助事業に関し収益納付をした額の累計額をいう。以下同じ。）の合計額が本補助金の確定額以上となるときは、当該確定額から前年度累計納付額を控除した額）とする。

(本年度収益額－控除額) × 本補助金の確定額 ÷ 補助対象経費の実績額

- ・ 本年度収益額：当該補助事業に関してその年度に生じた収益（原則として、営業利益の額とする。）の額
- ・ 控除額：(補助対象経費の実績額－本補助金の確定額) × 1 / 3

収益納付の計算式は、他県の同様の補助金を参考にして定めたものであるが、単年度に収益が多額に発生した場合と、平均的に収益が発生した場合のそれぞれの納付額を計算し、両者を比較すると、以下のようになる。

#### 【前提】

- ・ 補助対象経費の実績額：900万円
- ・ 補助金の確定額：600万円
- ・ 控除額：(900万円－600万円) × 1 / 3 = 100万円

(ケース1) 1年目から3年目までの各年度の収益額はそれぞれ200万円の場合

年度	収益額	納付額
1年目	200万円	$(200 - 100) \times 600/900 = 66.7$ 万円
2年目	200万円	〃
3年目	200万円	〃
合計	600万円	200.1万円

(ケース2) 1年目、2年目の収益額がゼロで、3年目の収益額が600万円の場合

年度	収益額	納付額
1年目	0万円	0万円
2年目	0万円	0万円
3年目	600万円	$(600 - 100) \times 600/900 = 333.3$ 万円
合計	600万円	333.3万円

上記のケース2は、ケース1と3年間の収益額の合計額は同じであるが、単年度の収益額が大きいケース2の方が、平均的に収益額が発生するケース1と比較し、納付額の合計額が大きくなってしまふ。これは、各年度において収益額として単年度の収益額を使用していることと、控除額の式において補助対象経費の実績額から本補助金の確定額を控除したものを3分の1していることが影響している。

仮に、3年間の収益額の合計額が同じ場合、収益の発生状況にかかわらず、納付額が一定となる収益納付の計算式としては、以下のようなものが考えられる。

(収益額の累計額 - 控除額) × 本補助金の確定額 ÷ 補助対象経費の実績額  
 ・ 控除額：補助対象経費の実績額 - 本補助金の確定額

これを上記と同様の事例で納付額を算定すると、以下のようになる。

(ケース1) 1年目から3年目までの各年度の収益額はそれぞれ200万円の場合

年度	収益額	収益額の累計額	納付額
1年目	200万円	200万円	$(200 - 300) \times 600/900 = 0$ 万円
2年目	200万円	400万円	$(400 - 300) \times 600/900 = 66.7$ 万円
3年目	200万円	600万円	$(600 - 300) \times 600/900 - 66.7$ 万円 = 133.3万円
合計	600万円	—	200万円

(ケース2) 1年目、2年目の収益額がゼロで、3年目の収益額が600万円の場合

年度	収益額	収益額の累計額	納付額
1年目	0万円	0万円	0万円
2年目	0万円	0万円	0万円
3年目	600万円	600万円	$(600 - 300) \times 600 / 900 = 200$ 万円
合計	600万円	—	200万円

以上より、上記のような計算式で収益納付の納付額を計算すれば、収益の発生状況が異なる場合であっても、3年間の収益額の合計額が同じ場合には、3年間の納付額の合計額が同じとなり、補助事業者にとって公平な取扱いとなるものと考えられる。

## (2) 事業化状況報告書の様式について【意見】

補助事業者は、補助事業完了後、3年間、毎年度終了後に当該補助事業に係る過去1年間の事業化等の状況について、事業化状況報告書を提出しなければならない。当該報告書の様式は、事業テーマ、事業実施期間、本年度納付額の算定の各項目を記載するようになっている。

当該補助事業では、補助事業完了時に事業化や製品化されている案件もあるが、大部分の補助事業は、事業完了後においても、事業化や製品化に努めているが、事業化や製品化に至っていない。また、補助事業完了後、事業化や製品化を取り止めている補助金交付先もある。

このような状況から、本年度の収益額をゼロで報告している交付先も多いが、現状の報告書の様式では、本年度の収益額の報告が行われるのみで、事業化や製品化に至っているか否かなど、補助事業完了後の事業化の進捗状況が報告書ではわからない。事業化や製品化に至っていないのであれば、本年度収益額の報告を行う必要はなく、代わりに事業化や製品化に向けた進捗状況を報告する方が有用である。事業化状況の報告において、事業化や製品化に至っているか否かの報告が行われるように報告書の様式を見直し、具体的な事業化の進捗状況の報告が行われることが望ましい。

#### 第4 環境対策設備導入促進補助金

##### 1 環境対策設備導入促進補助金の個別案件に係る指摘及び意見

###### (1) (株)芙蓉別館

###### ア 事業概要

交付先	(株)芙蓉別館
事業内容	空調設備の改修によるCO <sub>2</sub> 削減計画
事業期間	平成22年1月28日～平成22年3月19日
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 10,000 千円 (客室空調リニューアル工事 10,000 千円)
検査日	平成22年4月13日
補助率	1/2 (上限 5,000 千円)
交付決定額	5,000 千円
交付決定日	平成22年1月28日

###### イ 監査の結果

###### (ア) 補助金の過大交付について【指摘事項】

当交付先は、空調設備リニューアル工事（補助事業費 10,000,000 円）について平成21年度に補助金 5,000,000 円の交付を受けている。平成26年9月8日に当交付先を訪問し、実地調査を行ったところ空調設備の一部に見積書、請求書、配置図面等と実際の現物との数量が一致しないものが見受けられた。当該不一致の原因について、当交付先に対して確認したところ、請求書、図面等の数量の誤りと判明した。

###### 3階大宴会場 空調設備リモコン

	補助金交付決定時	適正数量等	差引
数量	4 個	1 個	3 個
単価	18,000 円	18,000 円	18,000 円
金額	72,000 円	18,000 円	54,000 円

###### 2階中宴会場 空調設備リモコン

	補助金交付決定時	適正数量等	差引
数量	3 個	2 個	1 個
単価	18,000 円	18,000 円	18,000 円
金額	54,000 円	36,000 円	18,000 円

(単位：円)

補助対象経費 a	適正な補助金 交付額 $b=a \times 1/2$	実際の補助金 交付額 c	過大交付額 c-b
9,928,000	4,964,000	5,000,000	36,000

つまり、上表の空調設備リモコンについては、補助対象経費に含めるべき額は 54,000 円 (18,000 円 + 36,000 円) であったにも関わらず、126,000 円 (72,000 円 + 54,000 円) を補助対象経費に含めていたものである。結果として、正しい補助対象経費の総額は 9,928,000 円となり、補助金 36,000 円を過大交付していることになるため、当該過大交付分について返還請求すべきである。

#### (イ) 補助事業完了時の完了検査について【指摘事項】

本補助金においては、補助事業完了後に事業成果、支出状況、経理処理等について現地検査、書面検査により現物確認、請求書ほか、支払確認等を行うこととなっている。

当交付先のケースでは、補助事業完了後の現地調査の際に、正確な設備の現物確認が出来ていなかったため、設置数量の誤りを見落としたりと考えられる。今後は、このような事態が生じないように、適正な検査を行うよう改善すべきである。

## (2) (有)岩崎館

### ア 事業概要

交付先	(有)岩崎館
事業内容	給湯・厨房機器設備省エネ化工事
事業期間	平成 22 年 7 月 15 日～平成 23 年 1 月 11 日
補助対象事業経費 (算定基準額)	投下固定資産額 8,000 千円 (給湯・厨房機器ほか 8,000 千円)
検査日	平成 23 年 1 月 11、14 日
補助率	1 / 2 (上限 5,000 千円)
交付決定額	4,000 千円
交付決定日	平成 22 年 7 月 5 日

## イ 監査の結果

### (ア) 補助金申請関係書類等の紛失について【指摘事項】

当交付先より、交付申請時に提出された書類等のうち、登記簿謄本、決算書、納税証明等、設備に係る請求書、見積書、領収書等の支払確認の証拠書類等が保管されていなかった。登記簿謄本、決算書等は事業者の状況を把握する重要な書類である。また、請求書、見積書は補助金の算定金額の基となる補助対象経費の金額を確認、証明する重要な証拠書類であり、領収書等の支払の確認となるものは実際に支払があったことを証明する重要な証拠書類である。

これらの重要な書類の所在が不明であることは、大きな問題である。今後は、資料管理の徹底を図り、資料紛失の防止に努めるよう徹底する必要がある。

### (イ) 補助金交付後の対応について【意見】

当交付先は、平成 24 年 3 月に破産し倒産しているが、県がこの情報を得たのは平成 26 年 6 月になってからであった。また、現在の設備の状況は一部について所在の確認ができない状態であり、対応については現在検討中であるとのことであった。

補助金交付後の交付先の状況確認を定期的に行っていれば、早期に倒産情報等の会社の状況及び情報を把握することによって、補助金返還等の対応がとれたと考えられる。今後は、補助金交付後に交付先へ定期的に現地検査を行うことも検討されたい。

## (3) 西村文人（米子湯）

### ア 事業概要

交付先	西村文人（米子湯）
事業内容	熱源等省エネ化改修工事
事業期間	平成 24 年 9 月 9 日～同年 11 月 26 日
補助対象事業経費 （算定基準額）	投下固定資産額 15,000 千円 （熱源更新・LED照明化 15,000 千円）
検査日	平成 24 年 12 月 5 日
補助率	1 / 3 （上限 5,000 千円）
交付決定額	5,000 千円
交付決定日	平成 24 年 7 月 30 日

## イ 監査の結果

### (ア) 補助事業完了時の完了検査について【指摘事項】

本補助金の交付に際しては、前述の(株)芙蓉別館「(イ) 補助事業完了時の完了検査について」において示したとおり、補助金交付前において交付申請者へ実地に臨場し補助金交付対象となった設備等の現物確認等を行う完了検査を実施し、そのうえで問題がなければ補助金交付を行うこととしている。

当交付先に対しても、補助金交付前において県の担当者が現地調査を行っているが、設備の現状等の確認のため、当交付先及び当設備設置工事の施工業者へ臨場し、設備の現物確認や関係書類の検討を行った。

当設備工事では、A重油焚ボイラーから業務用給湯器への更新工事を行っており、当該更新後の給湯器の現物確認を実施したところ、交付申請時の添付資料である見積書の品番と現物の品番が相違しているものが見受けられた。施工業者へ臨場し、事実関係の確認を行ったところ、誤って別の製品を納品したのではなく、単に見積書の品番の表示誤りであることが判明し、補助金の交付そのものには問題がないことが確認できた。補助金の交付に問題がないとはいえ、品番が相違しているにも関わらず、完了検査時に作成する検査復命書には、その旨のコメント等が付されていないため、設備の現物確認が適正になされたか否か確認できない状況であったことから、今後は、当該案件のような品番相違などの特別な検査結果については、検査復命書への的確な記録を行うよう改善すべきである。

## 2 環境対策設備導入促進補助金の全体に係る指摘及び意見

### (1) 監査の結果

#### ア 交付申請時の添付書類について【意見】

本補助金の募集案内において、申請手続き時に提出すべき書類として「申請者の登記簿謄本」が挙げられているが、法人の場合は商業登記が存在するため登記内容を確認する必要があると思料されるものの、個人の場合は商業登記が存在しないことから登記簿謄本の提出の必要はない。

個人の申請者の場合に、誤って個人が所有している固定資産の登記書類を提出しているケースがあったため、登記簿謄本の提出を要するのは法人のみであることを表示するなど、募集案内を訂正すべきである。

#### イ 交付申請時の納税確認について【意見】

本補助金の募集案内において、申請手続き時に提出すべき書類として、「鳥

取県が課税する全ての県税に未納がないこと証する書類」が挙げられており、これは県税に滞納がない者には補助金交付の承認を行うという趣旨である。しかし、申請者の納税状況、経営状況を把握するためには、国税（法人税、所得税、消費税等）の納付状況を確認する必要がある。特に消費税等の中には、地方自治体の財源となる地方消費税も含まれていることから、今後は国税についても納税確認を行うよう検討されたい。

## ウ 補助金交付決定時の審査会について【意見】

本補助金の審査は、募集案内において「外部専門家で構成する審査会を開催し予算の範囲内で優先順位により、採択事業を決定する。」とされている。しかし、平成 21 年度から平成 25 年度の本補助金の審査において審査員が個別に評点を付し審査しているのは、平成 22 年度の追加募集時のみであり、ほかの審査会においては、審査員が協議した結果の採点一覧を作成しているのみで、十分な審査が行われたかの検証ができなかった。

なお、平成 21 年度から平成 25 年度の補助金の交付申請件数及び補助金の執行状況等は以下のとおりである。

### 【平成 21 年度から平成 25 年度の補助金の申請件数・交付件数及び予算の執行状況】

年度	申請件数	交付件数	予算額	決算額
21	39	39	100,000 千円	99,506 千円
22	49	32	100,000 千円	97,800 千円
22（追加）	8	4		
23	19	19	95,000 千円	47,969 千円
24	16	16	65,000 千円	31,299 千円
25	12	12	50,000 千円	39,823 千円

上表のとおり、結果として平成 23 年度以降の審査会で不採択となった申請者はゼロであることから、交付申請を行えばすべて採択されたという結果であり、形式的な審査になっているのではないかとの疑念も払拭できない。

については、今後、審査が十分に行われていると説明できるような審査会の運営とされるよう検討されたい。

**エ 平成 22 年度追加募集の審査集計表について【指摘事項】**

平成 22 年度の追加募集の際の審査において、審査委員 4 人が審査項目ごとに審査し評点を出しているが、下記に示すとおり、審査委員 4 人のうち 2 人は配点以上の評点を付している状況であった。評点に誤りが生じているにも関わらず、これを基に交付決定の採否を決定しているのは公平性に欠ける。

**【平成 22 年度環境対策設備導入促進補助金（追加募集）審査集計表について評点が間違っている事例】**

審査員 W	審査項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
	事業計画に県内における先進性	10点	4	4	2	8	6	4	4	4
他団体への波及効果	10点	6	4	2	10	6	6	6	4	
新エネルギーの普及に対する理解	<b>5点</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	4	<b>6</b>	

審査員 X	審査項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
	事業計画に県内における先進性	10点	6	6	4	6	6	6	4	6
他団体への波及効果	10点	8	4	4	8	8	8	6	4	
新エネルギーの普及に対する理解	<b>5点</b>	4	<b>6</b>	4	<b>6</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	4	4	

審査員 Y	審査項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
	事業計画に県内における先進性	10点	8	4	4	10	10	4	2	4
他団体への波及効果	10点	6	4	4	8	10	6	6	6	
新エネルギーの普及に対する理解	5点	3	3	2	4	4	4	3	3	

審査員 Z	審査項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
	事業計画に県内における先進性	10点	8	6	6	8	6	8	6	6
	他団体への波及効果	10点	6	6	4	6	6	6	6	8
	新エネルギーの普及に対する理解	5点	4	3	2	4	3	4	3	3

審査員W、Xの両氏は、配点以上の評点を付しているにも関わらず、この評点を基に集計していることは審査の信憑性に著しく欠けるものである。

今後は、評点の内容を十分に確認することにより、このような審査結果とならないようにすべきである。

#### オ 交付決定の遅延について【指摘事項】

本補助金の交付決定は、要綱第5条に交付申請を受けた日から起算して原則として30日以内に行うものとする定められている。しかし、交付決定通知書を確認したところ、交付申請から30日以内に交付決定された案件は平成24年度及び平成25年度は1件もない状況であった。

交付決定が交付申請から30日以上経過して行われていたのは、審査会の開催の調整によるものであることから、現在は、審査会の採択後に交付申請を行うように運用方法を改善済みであるとのことであり、今後は、現状の方法により交付決定遅延が行われることのない運用の継続が望まれる。

#### カ 補助事業の完了届の遅延について【指摘事項】

補助事業が完了した場合には、要綱第8条によれば、事業完了の日から15日以内に完了届を提出することとなっているが、提出期限を遅延しているケースが平成21年度から平成24年度において4件あった。

平成25年度においては、提出期限を遅延しているものはなく改善されつつある傾向であると見受けられるが、更なる提出期限の遅延防止のため、補助金交付先への指導を徹底することが望まれる。

## キ 補助金交付時の適正な完了検査について【意見】

上記の(株)芙蓉別館及び西村文人(米子湯)の補助金交付において、完了検査時の確認不足により補助金の過大交付などの問題が生じている。

補助金交付時の完了検査における現地調査のチェック方法に問題があったと考えられるが、完了検査は補助金交付の基礎となる重要な検査であることから、現地調査における確認時に活用するチェックリストを作成するなどして、確認誤りが生じない方策を講じるべきである。

## ク 成果報告書の提出について【指摘事項】

補助金交付を受けた事業者は、補助事業の完了後1年間のエネルギーデータを取得・保管し、設備導入前後の省エネ効果を検証して成果を報告することが義務となっている。

鳥取県環境対策設備導入促進補助金交付要綱(抜粋)

(成果の報告等)

第11条 補助事業者は、事業完了後1年間のデータを取得し、補助事業の内容及びその成果を知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、様式第8号によるものとする。

なお、平成26年7月1日における、成果報告書の提出状況は、下表のとおりである。

補助金成果報告書の提出状況(平成26年7月1日時点)

年度	補助金受給者	報告書提出数	報告書未提出数	未提出割合 (小数点第4位四捨五入)
21	39件	25件	14件	35.9%
22	34件	29件	5件	14.7%
23	15件	12件	3件	20.0%
24	14件	3件	11件	78.6%

※ 平成24年度については平成26年に提出が予定されているため、平成26年7月1日時点では未提出数が多くなっている。

県は、未提出の事業者には定期的(年に1回程度)に文書、メール、電話等により督促を行っているとしている。督促の文書には提出がない場合には現地ヒアリングを行う場合があると記載しているが、実際に未

提出の事業者へ現地ヒアリングを行ったケースはなかった。

上表の未提出のうち 11 件については、この監査期間中の 1 か月の間に提出されたという状況をみると、督促が十分に行われていなかったと考えられる。提出していない理由として、事業計画で期待された成果が得られなかったため提出できなかったという意見が一部の未提出の事業者からあった。

環境対策に取り組むうえで、補助を受ける事業者、補助を行う県のいずれも、計画に対する実績確認と原因分析からその成果の検証を行うことは重要である。検証の判断材料となる成果の報告がないことは問題であり、そもそも成果報告書の提出は義務となっている。

未提出の事業者には、強く提出を促し、現地調査・設備の稼働状況の確認を行うなどの積極的な対応とるべきである。

#### ケ 本補助金制度の周知について【意見】

上記「ウ 補助金交付決定時の審査会について」において示したとおり、平成 21 年度から平成 25 年度までのいずれの年度も補助金決算額が予算額に届かない状況であり、また、平成 23 年度以降は追加募集を行っていない。県によれば、追加募集を行い補助事業を実施すると、年度内の事業完了が困難となるため追加募集を行っていないとのことであるが、今後は、債務負担行為などの方法を採用することにより、追加募集による事業実施が可能となるような仕組みづくりの検討を行うとともに、現状よりも更に本補助金制度の周知に努めていただきたいと考える。

#### コ 補助金交付先の交付後の実地検査について【意見】

補助対象資産の管理については、規則第 25 条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県補助金等交付規則（抜粋）

（財産の管理）

第 25 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、交付目的に従って、適正に管理しなければならない。

2 補助事業者等は、前項の財産のうち次に掲げるものを、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付目的及び財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過したときは、この限りではない。

(1)～(4) 略

※同条第2項に定める「次に掲げるもの」とは、不動産・償却資産等を指す。

さらに、要綱第10条において、以下のとおり規定されている。

鳥取県環境対策設備導入促進補助金交付要綱（抜粋）

（財産の処分制限）

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（中略）とする（以下略）

つまり、補助金により取得した設備を「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数の期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保に供する）しようとする場合には事前に知事の承認が必要となると規定されており、更に規則第21条及び第22条により、知事の承認なしに処分を行った際には補助金を返還しなければならない場合があると規定されている。

現在のところ補助金交付後に、設備の状況の確認等は行われていない。しかし、上記のような規定がおかれていることから、県は少なくとも対象設備の耐用年数の期間内は定期的に設備の状況を確認する必要があるのではないかと思われる。毎年の確認は困難であるとしても、例えば耐用年数期間内の中途時点、最終時点など数回の確認を行うことは可能であると思われる。定期的な確認が行われないと、補助金の返還が必要となる事象が発生しているか否かの情報を把握することは困難であり、補助金交付先からの自主的な報告があった場合でなければ、補助金の返還を求めることができない。

平成21年度の補助金の交付から現在までに、補助金の返還があったものが2件あるが、いずれも補助金交付先からの自主申告による補助金の返還であったこと、また、前述の(有)岩崎館のようなケースが生じていることも考えると、今後は、補助金により取得した設備の耐用年数期間中における、補助金交付先に対する交付後の実地検査を行うよう改善することが望まれる。

## 第5 補助金の過大交付金額の一覧表

このたびの包括外部監査において、把握した補助金の過大交付金額は次のとおりである。

### 企業立地事業補助金

交付先	過大交付金額	内容
デンバ社	7,200,000 円	賃借期間が5年未満である賃借契約に係る賃借料に対して補助金交付を行っていた。
計	7,200,000 円	—

### コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

交付先	過大交付金額	内容
L社	500,000 円	県外在住の従業員を対象として補助金交付を行っていた。
	195,000 円	補助対象となる借室料の金額に消費税相当額を含めて補助金額を算定していた。
計	695,000 円	—

### 環境対策設備導入促進補助金

交付先	過大交付金額	内容
(株)芙蓉別館	36,000 円	補助対象設備の検査誤りにより、設備の一部について数量を誤っていた。
計	36,000 円	—

合計	7,931,000 円	—
----	-------------	---

## 第6 指摘及び意見の件数

このたびの包括外部監査の指摘及び意見の件数は、次のとおりである。

### 企業立地事業補助金

項目名等	指摘	意見
ナノ社	5	4
F社	—	1
デンバ社	2	4
T P C (株)	1	3
倒産企業（プロフ精密(株)、(株)大陸)	—	2
(株)マルカン	—	1
企業立地事業補助金の全体に係る指摘及び意見	3	8
計	11	23

### コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金

項目名等	指摘	意見
L社	2	1
(株)ガイナックス、(株)スター	—	2
計	2	3

### リサイクル技術・製品実用化事業補助金

項目名等	指摘	意見
リサイクル技術・製品実用化事業補助金の全体に係る意見	—	2
計	—	2

### 環境対策設備導入促進補助金

項目名等	指摘	意見
(株)芙蓉別館	2	—
(有)岩崎館	1	1
西村文人（米子湯）	1	—
環境対策設備導入促進補助金の全体に係る指摘及び意見	4	6
計	8	7

合計	21	35
----	----	----